

周防大島町告示第93号

平成24年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年8月29日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成24年9月6日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

平野 和生君

魚原 満晴君

今元 直寛君

広田 清晴君

安本 貞敏君

尾元 武君

中村 美子君

中本 博明君

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

松井 岑雄君

久保 雅己君

布村 和男君

小田 貞利君

荒川 政義君

9月18日に応招した議員

9月19日に応招した議員

応招しなかった議員

神岡 光人君

平成24年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成24年9月6日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成24年9月6日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成23年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について
- 日程第8 認定第1号 平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第18 議案第2号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)

- 日程第19 議案第3号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第4号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第5号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第6号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第7号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第8号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第9号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第26 議案第10号 字の区域の変更について
- 日程第27 議案第11号 周防大島町高齢農業者生きがい農園施設の設置及び管理運営に関する
条例の廃止について
- 日程第28 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第29 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第30 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第31 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第32 議案第16号 平成24年度白木(外入)漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締
結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成23年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について
- 日程第8 認定第1号 平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第10 認定第3号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第11 認定第4号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

- 日程第12 認定第5号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第18 議案第2号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第3号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第4号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第5号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第6号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第7号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第8号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第9号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第26 議案第10号 字の区域の変更について
- 日程第27 議案第11号 周防大島町高齢農業者生きがい農園施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について
- 日程第28 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第29 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第30 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第31 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第32 議案第16号 平成24年度白木(外入)漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について

出席議員(18名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 4番 新山 玄雄君 | 5番 平野 和生君 |

6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

3番 神岡 光人君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君	総務部長	星出 明君
産業建設部長	西本 芳隆君	健康福祉部長	西村 利雄君
環境生活部長	松井 秀文君	久賀総合支所長	松村 正明君
大島総合支所長	北杉 憲昌君	東和総合支所長	木村 順一君
橘総合支所長	中原 義夫君		
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君
税務課長	福田 美則君	契約監理課長	藤山 忠君
建設課長	佐川 浩二君	公営企業局財政課長 ...	村岡 宏章君

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。ただいまから平成24年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

神岡光人議員から医師の診断書を添えて、今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、新山玄雄議員、5番、平野和生議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月29日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月19日までの14日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月19日までの14日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年6月以降本日までに議会へ提出されております文書について、御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（6月・7月・8月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望については、1件受理しております。議会運営委員会でお諮りいただき、陳情・要望第20号の「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について」は、議員配布とさせていただきました。

続いて、系統議長会関係について、山口県離島振興市町議会議長会では、去る6月25日、26日、長崎県対馬市に離島地域行政視察として参加いたしました。長崎県対馬市と韓国釜山を結ぶ国際航路を利用し、毎月1万人近く韓国人観光客が押し寄せて、増加する観光客に対する新たな雇用が発生しており、その対応を研修してまいりました。

山口県町議会議長会におきまして、7月4日から6日まで、基地の町である沖縄県恩納村、北谷町の視察に行つてまいりました。恩納村では、沖縄振興特別措置法により平成23年11月に沖縄科学技術大学院大学を設立するなど、基地の町の状況について地元の議員さんとの意見交換を行つてまいりました。

7月3日には、山口県町議会議長会の定例会が開催され、平成23年度事業報告及び決算等について協議し、認定されたところです。また、山口県町議会議長会の運営についてはありますが、財政調整積立金も毎年取り崩しており、このままでは五、六年後には財調も底をついてまいります。構成町の減少により負担金も増加している中、これ以上の負担金増は望めない状況であり、今後どのような形で運営していけばよいか、結論を出さなければいけないところまできていくところでございます。方針が定まりましたら、御報告をさせていただきたいと思っております。

8月24日、田布施町商工会館において、平成24年度町議会広報研修会が開催され、平野委員長をはじめ、議会広報編集特別委員会の委員さん全員が参加され、研さんを積まれております。御苦労さまでした。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、8月20日にベルゼにおきまして、柳井広域議員研修会が開催され、16人の議員さんに出席していただきました。猛暑の中、御苦労さまでした。

続いて、常任委員会行政視察について、8月7日、8日と、3常任委員会合同で鹿児島県鹿屋市の柳谷自治公民館における自治会の運営について研修してまいりました。自治会の館長であります豊重さんは「人は感動することにより、心を揺り動かすことができる」と言っておられました。地域をまとめ、受け皿ができれば、情報発信することにより、若者が集まってくる現状をつぶさに見ることができました。

次に、町人会関係につきまして、7月1日、「広島周防大島町人会」へ魚原議員、安本議員、尾元議員、魚谷議員、久保議員、布村議員と私荒川が出席をいたしました。町の最新の情報を届けるとともに旧交を温めてまいりました。

また、近畿大島会、近畿東和会、東京東和町人会が予定されております。各町人会ともお一人の出席となります。本日の閉会までに参加者を決定し、事務局へお知らせください。

以上、議員の派遣につきましては、後ほど御議決をいただくことといたしております。

その他といたしまして、昨年9月の定例会時、杉山議員が空き家対策につきまして一般質問をされたのをきっかけに、地域活性化特別委員会で、条例化の検討をお願いしたところでございます。今定例会最終日に、議員発議で上程の運びとなったことを御報告させていただきます。地域活性化特別委員会の今元委員長さんをはじめ、委員の皆様、杉山議員さんにおかれましては、大変御苦労さまでございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４．行政報告並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第４、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたも、おはようございます。平成２４年第３回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日提案をしております議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、専決処分の報告１件、人権擁護委員に関する諮問１件、公営企業局事業会計積立金の処分について１件、決算の認定に関するもの１０件、補正予算に関するもの７件、町道路線の認定について４件。

そのほか、新たに生じた土地の確認について、字の区域の変更について、条例の廃止について、工事の請負契約の締結について、それぞれ１件で、合計２８件であります。

報告第１号は、平成２４年７月２４日に大字棕野地内の町道で発生した物損事故による損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを議会に報告するものであります。

諮問第１号は、欠員となっております人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第１号は、公営企業局企業会計におきまして、平成２３年度の未処理欠損金を処理するため、積立金を取り崩して翌年度繰越欠損金をゼロ円にするものであります。

認定第１号から認定第１０号までの１０件は、平成２３年度の各会計決算の認定についてであります。

平成２３年度の一般会計歳入歳出決算をはじめとする、各特別会計歳入歳出決算、公営企業局企業会計事業決算の認定について、お諮りするものであります。

監査委員の決算審査意見、並びに主要な施策の成果説明書を添えて、決算書をお配りしているところではありますが、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行ができました。

このことは、議員各位をはじめ、町民の皆様の温かい御理解と御協力のたまものであり、深く感謝の意を表するものであります。

各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど、関係参与より詳しく御説明申し上げます。

議案第２号は、平成２４年度一般会計補正予算（第２号）についてであります。

既定の予算に８億９，０７９万９，０００円を追加し、補正後の予算の総額を１４９億

6,938万5,000円とするものであります。

議案第3号は、平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算に7,115万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を36億2,807万8,000円とするものであります。

議案第4号は、平成24年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算に12万円を追加し、補正後の予算の総額を4億4,243万2,000円とするものであります。

議案第5号は、平成24年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算に5,803万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を33億8,169万5,000円とするものであります。

議案第6号は、平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算に86万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を8億6,803万8,000円とするものであります。

議案第7号は、平成24年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算に80万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億6,488万円とするものであります。

議案第8号は、平成24年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算に360万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億3,444万9,000円とするものであります。

議案第9号及び議案第10号は、漁港整備計画に基づき、東三蒲字若宮地先に埋め立てられた土地の確認と、それに伴う字の区域の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第11号は、東和西方にあります高齢農業者生きがい農園施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止するものであります。

議案第12号から議案第15号までは、新たな町道路線の認定についてであります。

議案第16号は、平成24年度白木(外入)漁港海岸保全施設整備工事の請負契約を、西安下庄の大島建設株式会社と締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、この際、4件ほど行政報告を申し上げます。

まず、平成23年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等について、御報告いたします。

平成23年度決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が実施され、8月28日に

決算審査による意見書をいただき、本町の財政状況は厳しい財政環境に変わりはないものの、改善の方向にあり、健全性も維持されているとの御判断をいただいたところであります。

そこで、平成23年度の主要事業を申し上げますと、「安心して子どもを産み育てられる町」の取り組みとして、引き続き、ちびっ子医療費助成や福祉医療費の一部負担軽減対策を実施するとともに、特定不妊治療費助成事業や子宮頸がんワクチンなどの予防接種事業において、自己負担の軽減支援に取り組んでまいりました。

また、学校施設の耐震化では、油田小学校屋内運動場の耐震化事業に加えて、新たに久賀中学校校舎の改築及び東和中学校屋内運動場の耐震、改修に着手いたしました。

次に、「働く意欲の湧き出る町」では、緊急雇用創出事業による新たな雇用機会の創出や介護分野の人材育成を継続するとともに、ニューファーマー総合支援事業、ニューフィッシャー確保育成推進事業による新規就業者支援も実施いたしました。

また、鳥獣被害防止施設整備助成や有害鳥獣捕獲事業、小規模漁場整備事業による農業者・漁業者支援、体験型修学旅行やスポーツ合宿の誘致による観光交流人口の拡大と地域の活性化にも取り組んでまいりました。

次に、「自然と環境にやさしい町」では、住宅用太陽光発電システムへの補助制度を実施するとともに、引き続き合併処理浄化槽設置の補助事業や安下庄地区の下水道の整備を進めてまいりました。

また、新たに大島・久賀地区の公共下水道整備に向けた整備計画の作成に着手したところであります。

次に、「豊かで安心して暮らせる町」では、消防防災対策として防災備蓄倉庫9カ所を整備し、総計13カ所の備蓄倉庫、約4,000人分の備蓄資機材を確保するとともに、新たに防火水槽を整備し、木造住宅耐震改修補助事業についても引き続き実施いたしました。

また、住宅リフォーム資金の助成事業として、住宅改修の支援制度を開始いたしましたが、要望が大変多く、補正予算での対応も行い、194件、約1,200万円の助成実績となりました。経済効果は1億8,200万円と試算しております。

さらに、東和病院東棟の耐震改築や橘斎場の葬儀場整備にも着手いたしました。

検診事業では、従来の検診事業に、新たに前立腺がんの検診を加え、検診事業の充実を図りました。

「次世代に素敵な未来を約束する町」においては、地上放送デジタル化による難視聴地区の解消と情報通信環境の高度化を図るためのCATVの通信網整備が完了いたしましたが、現在CATV加入促進事業により利用者拡大を図っており、議員各位におかれましても加入促進に御協力をお願いする次第であります。

また、福祉事務所設置事業につきまして、身近なところで充実したサービスを提供するため、町としては県内で初めての福祉事務所を設置し、本年4月から業務を開始いたしました。

教育費では、重要文化財（久賀の諸職用具）の保存修理の着手や安下庄小学校グラウンドにナイター照明を整備するとともに、「おいでませ山口国体」では、アーチェリー競技及びハング・パラグライディング競技の開催・運営を引き受け、町民皆様方の御協力のもと、盛会裏に大会を終えることができました。

このほかにも、平成22年度から平成23年度への繰越事業としては、道路や橋梁の新設改良事業を初め、河川改修事業、観光施設の改修事業、大島中学校屋内運動場の改築など、総額6億3,700万円の事業を実施し、要望の強い、地域に密着した事業に取り組んでまいりました。

こうした中で、一般会計の実質収支は9億7,148万3,000円と大幅な黒字となりました。これは、震災等により特別交付税が伸びたこと、また、繰越事業及び他会計繰入金の不用額が主な要因と考えられますが、今後も引き続き、財政運営には厳しく臨んでいく必要があることは、言うまでもありません。

また、財政分析の指数も大幅に改善しておりますが、将来の地方交付税の一本算定による削減を視野に入れながら、さらに行政改革を進め、これに強力に取り組んでまいり所存であります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告書を監査委員の意見書を付してお手元に配布いたしております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がなく、実質公債費比率は15.4%、将来負担比率では118.2%と、いずれも前年度より改善が図られ、また早期健全化基準を下回っているところであります。また、企業会計における資金不足比率は、全ての会計において資金不足は生じておりません。よって、財政の健全化は維持されていると判断しております。

次に、平成19年度から平成22年度までの決算に係る健全化判断比率の修正について、報告をさせていただきます。

このたび、これら実質公債費比率及び将来負担比率の算定について、公営企業への繰出基準の考え方に対する修正が確認されました。この修正に伴い地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条にのっとり修正の手続を行うこととし、監査委員の審査に付して、改めて意見書をいただきましたので、平成23年度と併せて、平成19年度から平成22年度の実質公債費比率及び将来負担比率の数値の修正につきましても報告をさせていただきます。

また、決算時に提出しております「一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況の審査意見書」中の平成19年度から平成22年度の数値についても同様に修正となりますことを併せて報告させていただきます。

次に2件目、7月21日と22日の両日、「周防大島町・カウアイ島姉妹島提携50周年記念前年祭」を開催いたしましたので、その状況について御報告いたします。

周防大島町とハワイ州カウアイ島とは、ハワイ移民を多く輩出した移民の歴史を背景に、昭和38年6月22日、姉妹島提携の協定を締結し、毎年、文化祭への参加等により、交互に島を訪問・交流しておりますが、姉妹島提携50周年を迎える来年、平成25年は、カウアイ島を訪問する年となることから、本年、公益法人大島郡国際文化協会と町の主催のもと、カウアイ市を迎えて50周年前年の記念イベントを開催いたしました。

7月21日の式典は、グリーンステイながうらを会場とし、梅雨明け直後の日差しの厳しい中での開催となりましたが、カウアイ市からベス・トキオカ市長オフィス官房長、アート・ウメズ姉妹島交流補佐官御夫妻、フラダンサーのカホロクラ兄妹をはじめ、カウアイ日本文化協会・カウアイ山口県人会の皆様12名、カウアイ島の友好姉妹都市であります滋賀県守山市と福島県いわき市、そしてスパリゾートハワイアンズの皆様。山口県からは知事代理の観光交流局長、そして県議会議長、県民局長。それから、今年カウアイ市に語学研修生を派遣される大島商船高等専門学校と町議会議員の皆様に御臨席をいただき、町内外約400名の皆様の来場を得て、盛大に挙行することができました。

議員の皆様には、酷暑の中、御臨席、御高覧をいただき、改めて感謝を申し上げます。

この機会に、カウアイ島をはじめとする友好姉妹都市のことを町民の皆様にご存知と、絆物産展を同時開催いたしました。このたびは、残念ながら沖縄県石垣市の参加はございませんでしたが、カウアイ市、守山市、いわき市からは物産を提供いただきましたので、パンフレットとともに紹介し、販売をいたしました。

翌22日は道の駅「サザンセットとうわ」で、絆物産展と周防大島観光協会の協力によるフライベントを開催いたしました。前日に引き続き、カウアイ市とスパリゾートハワイアンズのダンサーにも出演をいただき、地元のフラチーム、町民の皆様とフラによる交流を行いました。

カウアイ市の皆様には、前年祭の前日7月20日にも学校や老人ホームを訪問いただきました。日ごろ、本場のフラを目にする機会がなかなかありませんので、児童・生徒やホームに入所されている皆様は大変喜ばれ、よい触れ合いの時間を持つことができました。

前年祭式典の後には、本町の観光協会が5年前から開催しているサタフラもごらんいただきました。カウアイ島とその友好都市の皆さんは、フラが周防大島町でしっかりと定着している様子に感心をされ、この前年祭を機にフラ交流はもちろん、そのほかの文化、産業など、多岐にわたって交流を展開していくことを確認いたしました。

また、この前年祭に合わせて、巡回写真展「ごくろうさま ハワイの日系二世：ブライアン・陽一・佐藤 写真展」を大島郡国際文化協会と町教育委員会、周防大島町の3者で共催いたしま

した。

ブライアン・陽一・佐藤氏は、父方の曾祖父が福島県から移住した日系四世で、2002年から10年間にわたって、日系一世を支え、第2次世界大戦を経験した日系二世の写真を撮り続けている方で、今年4月に広島県廿日市市で写真展を開催していた際に交渉して、周防大島での開催が実現したものです。6月28日から7月24日まで約1カ月間、写真を借り受け、総合センターや文化センターなど4カ所で展示し、多くの方に御覧いただきました。

以上が、カウアイ島との強い絆を再確認した「前年祭」関連の報告であります。

3点目に、周防大島町防災訓練等について御報告いたします。

内閣府の南海トラフ巨大地震モデル検討会から、第2次報告として10メートルメッシュの津波高及び浸水域等の推計結果が、また南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループから、建物被害・人的被害の推計結果の第1次報告が8月29日に公表され、大きく新聞等で報道されたところであります。

現時点での最新の科学的知見に基づき、次に起こる地震ではなく、発生し得る最大クラスの地震・津波を推計したものでありますが、本町における最大震度は6弱、最大津波高は4メートルと推計をされ、津波の最短到達時間は108分と予想をされております。

また、被害想定では、全国で最大約32万3,000人の方が亡くなり、約238万6,000棟の家屋が倒壊及び焼失すると想定されております。山口県では、死者約200人、倒壊焼失家屋約4,800棟との想定であります。

山口県では、この報告を受け、独自の調査により、今年度中に被害想定を行い、地域防災計画の見直しを行う予定とのこととあります。

町といたしましても、今回の報告や県の地域防災計画の見直しを踏まえ、町の防災計画見直しを実施したいと考えております。

しかしながら、災害はいつ発生するかわかりません。常に災害に備えておくことは必要であります。

そのような観点から、町では、毎年8月30日から9月5日までの防災週間に合わせまして、周防大島町防災訓練を実施しております。

今年度で4回目となるこの防災訓練は、去る9月2日に日良居体育館を中心として日良居、浮島地区住民を対象に、先ほど申し上げました南海トラフ巨大地震が発生をし、震度6弱の地震と3メートルを超える津波が本町を襲うことを想定して、避難訓練を中心に実施をしたところであります。

当日は、地域住民の方々約800名の参加をいただき、まず高台へ避難をし、津波がおさまった後に指定避難所へ移動し、避難者情報の把握を行い、その後、災害対策本部である日良居体育

館に移動をしていただき、AEDを使った救急救命訓練、消火器取扱訓練、海上転落防止講習など、関係機関の協力のもと、さまざまな訓練を実施いたしました。

これを契機に、地域の皆さんがお互いに話し合い、協力し合って、本年度の重点施策でもあります、災害時に本当に機能する、実効性のある自主防災組織が結成されることを望むものであります。

さらには、消防団橘支部においては、避難誘導や広報活動を実施した後、火災防御訓練を実施したところであります。

また、当日は日良居体育館前に設置をいたしました防災備蓄倉庫を開放し、その中に納めてある物品の展示も行いました。

あわせて、大島防災センターに確保してあります災害用非常食の配布、試食も実施をしたところであります。

本日、議員の皆様にも、参考までに災害用非常食を配布させていただいております。

意外と、と言いますか、割合おいしゅうございますので、お持ち帰りの上、御試食賜りたいと存じます。

最後に、東日本震災に係る災害廃棄物の処理について御報告申し上げます。

このほど、環境省において、東日本震災に係る災害廃棄物の処理工程表が策定され、この中で、「可燃物・木くずの広域処理については、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は、具体的な受け入れを調整している自治体や受け入れ実績のある自治体の追加的な協力が得られれば、目標期間内での処理が見込めることから、新たな受け入れ調整は行わない。また、宮城県の木くずにおいては、単純焼却ではない再生利用の受け入れ先に限定し、近県での処理を優先して調整を行うこととした」とあり、国から山口県への広域処理協力要請がなくなったため、県は、災害廃棄物の処理について事業者との調整作業は行わず、現状をもって終えるとしております。このことを踏まえ、本町も同様の対応とし、今後も町民の安心・安全の確保を最優先とし、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わりますが、今期この定例会が私と議会議員の皆さんの任期中最後の定例会となります。平成20年11月就任以来、議会と執行部の適切な緊張感と牽制、そして協調しながら、地方自治法の第1条の2にあります「地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。」との規定にいささかなりとも貢献できたのではないかと考え、議員の皆様、そして町民の皆様方に心より感謝を申し上げる次第であります。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは、提案の都度、関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 報告第1号専決処分について、御報告申し上げます。

本年7月24日に大字棕野地内において発生した物損事故による損害賠償の額を定めることについて、8月17日に、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

この事故は、専決処分書に記載のとおり、棕野緑地公園において草刈り作業中に小石をはね、国道437号を走行していた久賀在住の田坂博昭さん所有の軽自動車のフロントガラスを破損させたものであります。

なお、損害賠償の額は8万4,441円であり、全国町村会総合賠償補償保険から既に8月27日に全額支払われましたので、併せて御報告させていただきます。

以上、専決処分の報告でございます。

議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6．諮問第1号

議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、御説明を申し上げます。

任期途中の退任によりまして、現在、委員1名が欠員となっていることを受けまして、新たな候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、みずからふれあいサロンを設立するなどの地域福祉の向上に熱意と理解があります清木由美子氏を、法務大臣に対し推薦いたしたいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。人格、識見ともに高く、人権擁護委員に適任であると思われまますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっておりますので、どうぞよろしくお願い

をいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、清木由美子氏を適任とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、清木由美子氏を適任とすることに決定しました。

日程第7・議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号平成23年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業局管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第1号平成23年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についての補足説明を申し上げます。

お手元の議案つづり5ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度欠損金3億1,248万5,895円を建設改良積立金を取り崩し、補填するものです。

以上が、平成23年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についての内容でございます。

どうか、よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、この案件については所管の民生常任委員会へ付託することとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 民生常任委員会のほうへ付託されるわけですが、本会議の中で聞いておきたいのは、今まで基本的には、利益積立金、これを充てるといって流れてきました。そして、今回、建設改良積立金を取り崩したいということでもあります。

私、常々赤字の垂れ流しはいけませんということで、ずっと指摘してきたわけですが、建設改良積立金の後の流れですよね。例えば、建設改良積立金が、いわゆる枯渇しますと、そういう中でどういう順番で、基本的には議会に諮ろうとするのかという点を、本会議の中で答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） ただいまの質問にお答えいたします。

議案つづりの10ページにはあるんですが、貸借対照表上で言いますと、先ほど話されたように、建設改良積立金をもってまず充てます。その後、26年度に公営企業法会計制度の改正というのがございまして、減債積立金、こちらを起債の償還に充てた場合には、こちらの処分費を全て使えるという形になりますので、2番目に使うのは、減債積立金の元金を償還した部分についてを補填財源といいますか、赤字のほうに持っていきます。その後、なお、それもなくなったという状況になりますと、自己資本金の取り崩しを議会のほうにお諮りをして補填に持っていくという形になると思います。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終了しましたので、本案件については、所管の民生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、議案第1号を所管の民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8．認定第1号

日程第9．認定第2号

日程第10．認定第3号

日程第11．認定第4号

日程第12．認定第5号

日程第13．認定第6号

日程第14．認定第7号

日程第15．認定第8号

日程第16．認定第9号

日程第17．認定第10号

議長（荒川 政義君） 日程第8、認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第10号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡本会計管理者。

会計管理者兼会計課長（岡本 洋治君） それでは、認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、各会計の決算につきまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。歳入の合計額を申し上げますと、予算現額156億3,204万9,000円、調定額162億1,232万4,927円に対しまして、収入済額は156億7,211万205円で、調定額に対する収入率は96.7%でございます。

それから、不納欠損額1,009万4,917円につきましては、1ページ1款町税1項町民税は97人の221万8,467円、2項固定資産税は174人の755万3,450円、3項軽自動車税は82人の32万3,000円の合計でございます。

収入未済額5億3,011万9,805円のうち、事業の繰越に伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額1億7,604万505円の内訳につきましては、主に1ページ1款町税1項町民税現年の259人、滞納繰越399人、合計658人で4,146万1,902円、2項固定資産税は現年453人、滞納繰越422人、合計875人で6,337万612円、3項軽自動車税は現年184人、滞納繰越201人、合計385人で286万7,400円です。

11款分担金及び負担金2項負担金は、保育料の現年5人、滞納繰越57人、合計62人の810万4,562円でございます。

次に、2ページの12款使用料及び手数料1項使用料は、住宅使用料の現年76人、滞納繰越389人、延べ数は465人で5,661万5,697円となっております。

13款国庫支出金の3,160万円、それから14款県支出金の2億6,717万4,000円、20款町債の5,530万円につきましては、事業の繰越に伴う未収でございます。

では、4ページをお願いいたします。

歳出の予算現額156億3,204万9,000円に対しまして、支出済額は146億5,539万1,341円で、執行率は93.8%でございます。

翌年度繰越額3億9,931万円につきましては、6月定例議会におきまして御報告申し上げます平成23年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。内訳につきましては、2款の総務費1項総務管理費で企画一般経費の495万8,000円、同じく3項戸籍住民基本台帳経費で戸籍住民基本台帳一般経費の2,940万円、3款民生費1項社会福祉費で社会福祉施設整備事業経費の6,000万円、同じく2項児童福祉費で子ども手当事業の693万円、

5 款の農林水産業費 1 項農業費で特産対策事業費ほか 1 件の 2 億 2,120 万円、3 項水産業費で海岸保全整備事業の 6,390 万円。7 款土木費 2 項道路橋りょう費で道路橋りょう維持管理経費の 500 万円。

それから、4 ページをお願いいたします。8 款消防費 1 項消防費で消防施設整備事業の 792 万 2,000 円でございます。

歳入歳出差引残高は、10 億 1,671 万 8,864 円でございます。

不用額につきましては、その総額が 5 億 7,734 万 7,659 円となっており、平成 22 年度の決算に比へまして 36.6% の減となっております。

また、このたびの決算では、先ほど町長の行政報告にもありましたとおり、平成 22 年度と同様に大幅な黒字となっております。金額につきましては、後ほど実質収支のところでお説明を申し上げますが、この要因につきましては、歳入におきまして震災等の影響で特別交付税が伸びたこと、また歳出において、繰出金の不用額及び平成 23 年度へ繰り越した事業に入札減が生じたことによるものでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、41 ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書の御参照をお願いいたします。

なお、以後の各会計の事項別明細につきましても説明は割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、認定第 2 号平成 23 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

歳入の予算現額 35 億 9,570 万 7,000 円、調定額 36 億 2,850 万 1,374 円に対しまして、収入済額は 35 億 459 万 2,700 円で、調定額に対する収納率は 96.6% でございます。

不納欠損額は国民健康保険税の 229 人で、949 万 8,500 円となっております。

また、収入未済額は、国民健康保険税の現年 942 人、滞納繰越 1,070 人、合計 2,012 人で、1 億 1,441 万 174 円でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出の予算現額 35 億 9,570 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 35 億 459 万 2,700 円で、執行率は 97.5% となっております。

翌年度繰越額は 0 円で、不用額は 9,111 万 4,300 円となっております。

また、歳入歳出差引残高は、0 円の決算となっております。

なお、被保険者の状況でございますが、平成23年度末の世帯数は4,177世帯、被保険者数は6,755人で、加入率は35.3%となっております。また、1人当たりの医療費は、42万4,954円となっております。

続きまして、認定第3号平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4億1,393万1,000円、調定額4億1,148万5,637円に対しまして、収入済額は4億1,126万8,847円で、調定額に対する収入率は99.9%でございます。

不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の1人で263円でございます。また、収入未済額は、後期高齢者医療保険料の現年14人、滞納繰越3人、合計17人で21万6,527円でございます。

14ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億1,393万1,000円に対しまして、支出済額は4億1,064万8,079円で、執行率は99.2%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は328万2,921円でございます。

歳入歳出差引残高は、62万768円でございます。

なお、平成23年度末における75歳以上の被保険者数は、5,657人でございます。また、1人当たりの医療費は、94万1,457円となっております。

続きまして、認定第4号平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

歳入の予算現額32億4,287万9,000円、調定額32億4,126万3,976円に対しまして、収入済額は32億3,693万9,896円で、収入率は99.9%でございます。

不納欠損額は76万2,800円でございますが、保険料の27人分でございます。

収入未済額は介護保険料の現年62人、滞納繰越68人、合計130人の356万1,280円となっております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

歳出の予算現額32億4,287万9,000円に対しまして、支出済額は31億7,908万3,299円で、執行率は98%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は6,379万5,701円となっております。

歳入歳出差引残高は、5,785万6,597円でございます。

なお、23年度末の第1号被保険者数は9,138人で、人口に占める割合は47.8%でございます。また、認定者数は、2,107人となっております。

続きまして、認定第5号平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

歳入の予算現額10億1,866万1,000円、調定額10億6,467万5,097円に対しまして、収入済額は9億9,810万1,617円で、収入率は93.7%でございます。

不納欠損額は0円で、収入未済額は、2款使用料及び手数料1項使用料で、給水使用料の現年342人、滞納繰越1,899人で、6,656万9,480円、2項手数料の4,000円、合計6,657万3,480円となっております。

22ページをお願いいたします。

歳出の予算現額10億1,866万1,000円に対しまして、支出済額は9億9,810万1,617円で、執行率は98.0%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は2,055万9,383円となっております。

歳入歳出差引残高は、0円の決算となっております。

なお、給水人口は1万6,852人、普及率は87.9%となっております。

続きまして、認定第6号平成23年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4億5,018万5,000円、調定額4億5,027万6,216円に対しまして、収入済額は4億4,605万9,499円で、収入率は98.7%でございます。

不納欠損額は48万6,040円で、分担金の滞納繰越分37人、35万5,700円、使用料の滞納繰越分10人、13万340円となっております。

収入未済額553万677円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金では受益者分担金の現年22人、滞納繰越分128人で168万9,800円。

2款使用料及び手数料1項使用料で現年36人、滞納繰越分104人で、384万877円でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億5,018万5,000円に対しまして、支出済額は4億4,605万9,499円で執行率は99.1%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は412万5,501円となっております。

歳入歳出差引残高は、0円の決算となっております。

平成23年度末の町全体の下水道集合処理の普及率は、38.3%となっております。

続きまして、認定第7号平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億1,699万9,000円、調定額3億1,811万5,438円に対しまして、収入済額は3億1,555万7,338円で、収入率は99.2%でございます。

不納欠損額は44万5,380円で、分担金の滞納繰越分18人、43万7,500円、使用料の滞納繰越分2人、7,880円となっております。収入未済額の211万2,720円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金で、分担金の現年8人、滞納繰越64人で120万7,740円、2款使用料及び手数料1項使用料で農業集落排水使用料の現年21人、滞納繰越25人で90万4,980円でございます。

30ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億1,699万9,000円に対しまして、支出済額は3億1,555万7,338円で、執行率は99.5%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は144万1,662円となっております。

歳入歳出差引残高は、繰入金で財源調整を行い、0円の決算となっております。

続きまして、認定第8号平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

歳入の予算現額2,910万7,000円、調定額2,794万1,529円に対しまして、収入済額は2,756万6,047円で、収入率は98.7%となっております。

不納欠損額は0円で、収入未済額は、2款使用料及び手数料1項使用料で現年6人、滞納繰越11人で37万5,482円でございます。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額2,910万7,000円に対しまして、支出済額は2,756万6,047円で、執行率は94.7%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は154万953円となっております。

歳入歳出差引残高は、繰入金で財源調整を行い、0円の決算でございます。

続きまして、認定第9号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳入の予算現額7,641万6,000円、調定額7,403万2,456円に対しまして、収入

済額は7,403万2,456円で、収入率は100%でございます。

不納欠損、収入未済額ともに0円となっております。

38ページをお願いいたします。

歳出の予算現額7,641万6,000円に対しまして、支出済額は7,403万2,456円で、執行率は96.9%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は238万3,544円となっております。

歳入歳出差引残額は、0円の決算でございます。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は千円で記入しております。

325ページをお願いいたします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額156億7,211万円、歳出総額146億5,539万1,000円、歳入歳出差引額は10億1,671万9,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源は4,523万6,000円となっており、それを差し引きました実質収支額は、9億7,148万3,000円で決算をいたしております。

326ページは、国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額35億459万3,000円、歳出総額35億459万3,000円で、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も同額でございます。

327ページは、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億1,126万9,000円、歳出総額4億1,064万8,000円、歳入歳出差引額は62万1,000円で、実質収支額も同額でございます。

328ページをお願いいたします。328ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額32億3,694万円、歳出総額31億7,908万3,000円、歳入歳出差引額は5,785万7,000円で、実質収支額も同額でございます。

329ページは、簡易水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9億9,810万2,000円、歳出総額9億9,810万2,000円で、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も同額でございます。

330ページは、下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億4,605万9,000円、歳出総額4億4,605万9,000円で、歳入歳出差引額は0円でございます。実質収支額も同額となっております。

331ページをお願いいたします。331ページは、農業集落排水事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億1,555万7,000円、歳出総額3億1,555万7,000円で、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も同額となっております。

332ページをお願いいたします。332ページは、漁業集落排水事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の2,756万6,000円で、収支均衡の決算でございます。

333ページは、渡船事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の7,403万2,000円で、収支均衡の決算でございます。

続きまして、財産に関する調書の説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度、平成23年度でございますが、移動のあった部分についてのみ説明させていただきます。

335ページをお願いいたします。

1の公有財産、(1)土地及び建物につきましては、田布施農業高校大島分校の無償譲渡に伴うものが大きく影響しております。土地においては普通財産の増加要因のうち、田布施農高が1万4,816平方メートルの増、それから長崎西住宅等の公営住宅等への所管がえにより9,122.65平方メートル増加し、差し引き9,548.7平方メートルの増となっております。

建物につきましては、木造面積のうちその他の施設で277.17平方メートルの減は、田舎美術館の解体が主なものでございます。非木造につきましては、田布施農高の建物部分6,137.49平方メートル及び大島中学校の体育館改修に伴う増となっております。

木造、非木造を合わせ、差し引き6,627.96平方メートルの増となっております。

336ページをお願いいたします。

(2)山林から(5)有価証券につきましては、移動はございません。

337ページをお願いいたします。

(6)出資による権利は、柳井地域広域水道企業団へ4,253万1,000円を出資いたしております。年度末現在高は、49億570万4,305円となっております。

338ページの山口県東部森林組合出資金の7,000円の増は、配当金の積み立てでございます。

339ページをお願いいたします。

2の物品につきましては、往診用や通所者の送迎用にリフト車を5台購入いたしております。ダンプ車を1台廃止するなどして、自動車類が差し引き7台の増となっております。備品では、340ページの消防ポンプを35台廃止にし、防災倉庫を新たに9カ所設置しております。

344ページをお願いいたします。

3の基金、(1)の財政調整基金ですが、8億819万4,000円の増で、年度末現在高は

28億877万4,000円となっております。

(2)の減債基金は、利息の積立金18万1,000円の増で、年度末現在高は3億5,274万円でございます。

(3)の県の収入証紙購入基金は、変更ございません。

(4)の奨学資金貸付基金の11万4,000円の増は、寄附金及び利息の増でございます。

(5)の福祉振興基金の14万4,000円の増は、利息でございます。

345ページをお願いいたします。(6)の国民健康保険基金は、積立金4,866万5,000円の増で、年度末現在高は5,073万9,000円となっております。

(7)の介護給付費準備基金は、866万5,000円の取り崩しを行いまして、年度末現在高は0円となっております。

(8)のふるさと創生基金は、利息の積み立てと取り崩しを行いまして、794万9,000円減少いたしまして、年度末現在高は4億736万6,000円でございます。

(9)の土地開発基金につきましては、土地面積で890.37平方メートル、現金で9,063万3,000円それぞれ増となり、年度末現在高は2億7,060万7,000円となっております。

346ページ、(10)の中山間ふるさと水と土保全基金は変更ございません。

(11)のちびっ子医療費助成事業基金は、取り崩しによりまして1,374万5,000円の減となり、年度末現在高は3,255万8,000円でございます。

(12)観光振興事業助成基金は、取り崩し額1,043万3,000円の減で、年度末現在高は4,177万9,000円でございます。

(13)介護従事者処遇改善臨時特例基金は、基金の全額542万2,000円を取り崩しまして、年度末現在高は0円となっております。

(14)の福祉医療費一部負担金助成事業基金は、取り崩し額1,370万4,000円の減で、年度末現在高は2,860万円でございます。

347ページをお願いいたします。(15)のふるさと応援基金は、積み立てと取り崩しを行いまして、38万7,000円の増で、年度末残高は507万9,000円となっております。

(16)外国語活動推進事業基金は、利息分3,000円の積み立てを行いまして、年度末現在高は4,786万6,000円となっております。

また、(17)のCATV加入促進事業基金は、56万円の取り崩しを行いまして、年度末現在高は5,944万円となっております。

以上で、認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第9号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての補足説明を終わります。

なお、決算付属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付しておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。 11時まで。

午前10時48分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

補足説明を求めます。石原公営企業局管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 平成23年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について補足説明を申し上げます。

お手元の平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類の1ページ目の決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、「収益的収入及び支出」の決算額であります。収入合計4億8,134万2,235円に對しまして、2ページの支出合計は4億4,951万983円の決算となりました。

次に、3ページの「資本的収入及び支出」の決算額であります。収入合計8億6,705万円に對しまして、4ページの支出合計は9億5,376万3,580円の決算となりました。

次に、財務諸表について御説明申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは平成23年度の経営状況を表すものでございますが、医業収支では8億9,400万4,904円の医業損失となり、医業外収支では5億7,707万9,900円の医業外利益となり、特別利益444万円を合わせた当年度の純利益は3億1,248万5,895円の赤字となりました。

なお、現金支出の伴わない費用であります。減価償却費3億8,756万2,420円、資産減耗費1,559万7,612円、繰延勘定除却費1,780万2,367円の合計4億2,096万2,399円を除いた利益は、1億847万6,504円となります。

次に、9ページの剰余金計算書についてであります。借入資本金につきましては、企業債の借り入れ及び償還、大島病院新築に伴います合併特例債の繰り入れがありまして、年度末残高が93億4,248万8,390円となりました。

資本剰余金のうち、受贈財産評価額につきましては、町よりマイクロバス及び往診車、計6台の受入分1,937万2,450円を計上し、補助金につきましては、補助金を財源とした医療機器の廃棄処分に伴いまして105万円を、医療機器に対する国庫補助金の受入分525万円を計

上し、資本剰余金の年度末残高が10億5,198万5,526円となりました。

利益剰余金のうち、利益積立金及び建設改良積立金につきましては、22年度の欠損金処理額を計上し、未処分利益剰余金につきましては23年度欠損金3億1,248万5,895円を計上し、利益剰余金の年度末残高が23億7,446万782円となりました。

次に、11ページの欠損金処理計算書につきましては、議案第1号の補足説明で申し上げましたが、平成23年度欠損金を建設改良積立金から繰り入れし、補填しております。

次に、13ページからの貸借対照表について、御説明申し上げます。

これは、平成24年3月31日時点の財政状況を表しております。14ページの資産合計は198億1,886万3,180円、負債合計は14億6,791万5,252円、15ページの資本合計は、183億5,094万7,928円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、付属資料といたしまして、17ページ以降に事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、大島病院移転新築工事が終了しましたので、継続費精算報告書を添付しております。

平成23年度決算は赤字決算となりましたが、3病院を堅持し、地域医療を守るためにも、経営改善に全力を挙げ、信頼される病院づくりに職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第10号平成23年度周防大島町公営企業局事業決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的・大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。

一般会計歳入歳出につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。なお、財産に関する質疑もここでお願いをいたします。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず第1件は、いわゆる地方交付税の基礎となる基準財政需要額と収入額について、質疑をします。これが1件です。

それと、2件目。不納欠損の多い部分として、先ほど報告があった部分でですね、町税のうちの固定資産税、これはこういった性格のものなのか。例えば、町から出られるとかですね、亡く

なるとか、どういう性格のものなんかということで、不納欠損について聞きたいというふうに思います。

3件目として、収入未済について聞きます。いいのですが、例えば国県補助金については、先ほどあったように、繰越明許に関わる部分の収入未済ですが。それ以外の収入未済について、例えば土木使用料とか、それとか各課にまたがるというふうに思いますが、先ほど収入未済であったのは、保育園の部分については収入未済の説明があったと思いますが、その他の収入未済について、報告をお願いしたいというふうに思います。

併せて、実際的な部分として質疑をしておきたいのは、不用額についてであります。あっ、不用額はいいわ。後からだね。

以上。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） それでは、普通交付税の基準財政需要額と基準財政収入額についてお答えいたします。

需要額は93億3,391万9,000円でございます。収入額は14億3,015万1,000円でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 今の不納欠損のところでございますけども、決算書の歳入歳出事項別明細書の41ページに、それぞれの項目が入っております。中でも、今御質問がありましたのは、固定資産税の不納欠損額755万3,450円という部分だと思いますけども、これにつきましては、5年時効の部分と滞納処分の執行停止に係る3年の部分というふうになっております。

その中に、会社の倒産とか、御本人さんが亡くなられて、相続人の方が、全て相続放棄をされるというような状況の中で、金額としては、この金額が上がっているというような状況になっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 収入未済額ということでございますが、教育委員会では、学校給食費と奨学金がございます。

まず、学校給食費でございますが、現年度の、いわゆる滞納、未収額が13万6,575円でございます。過年度分も合わせまして、122万9,767円となります。

奨学金につきましては、実際に一般会計に入るのは旧久賀だけでございますが、旧久賀、旧東

和そして、新町の奨学金で言いますと、償還残額が平成23年度末で、全部合わせまして1,276万7,600円となっております。そのうち滞納金額が291万8,000円となっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 環境生活部所管の土木使用料、住宅使用料と住宅使用料の滞納繰越分であります。先ほど会計管理者のほうから説明がありましたように、収入未済額、現年度分が711万7,050円、滞納繰越分4,949万8,647円、滞納分も含めて今年度未収分として上がってきておるんですが、分納誓約件数は本年度3件。今までも62件の分納誓約を交わしとるわけですが、これについては、税務課と今、共同で徴収に当たっておるわけで、これが私法上の債権と言うなら、今の、時効5年っていうのがありません。

それで、その分納誓約についてはある程度、時効がある税のほうを優先してとる関係で、今こういう状況になっております。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 一つは、基準財政需要額についてであります。これが基本的には、昨年度と比較すると、これは決算カードですからね、実際的には整合性があるかどうか、ちょっとわかりにくいんですが、実際的にこの数字を見ると、22年度78億3,057万3,000円ということになっております。これは、基準財政収入額及び財政需要額、同じ数値で言えば、どういう形の中で、22年度と比較して、基準財政需要額がふえたのかという部分で、再質問しておきたいなというふうに思います。

それと、もう一つは、実際的に、今、部長が答弁されたように、住宅関係については時効がないんだと、だから税のほうから徴収して、そして実際的には住宅家賃については後回しにする。まあ、後回しという表現を使ったかどうかちょっとわかりませんが、実際的にはそういうニュアンスの答弁であったんではなかろうかということであります。

ただ、私が気にかかるのは、いわゆる収入未済が実際的にふえてきよるんかどうか、横でいきよるんかどうかという点で、質問しておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 普通交付税の昨年度との比較ですけれども、先ほど議員さんは、22年度の当初との比較ということで、おっしゃられましたけれども、22年度の再算定後に、と比べました基準財政需要額はですね、あ、済いません。交付額は7億3,807万円となって、増額となっております。

それで需要額はですね、やはり人口が減少しまして、その関係で需要額が増額となっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 収納率とも関係しますけど、住宅の使用料と、その住宅使用料の滞納分でございますが、昨年度と比べて現年度分で収入未済額が110万円ぐらい減っています。昨年が820万円。ことしが710万円。そして滞納分の徴収、収入済額ですが、昨年度と比べてこれも110万円ぐらい、逆にふえています。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 大変申しわけございません。交付基準額は、7,380万7,000円の間違いです。済いません。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に歳出について質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には、歳出にかかわる部分については、職員の状況、いわゆる対前年度の状況について、それなりに落ちちよるんじゃないかというふうに思います。

金額等で見れば、対前年度職員手当を含めて、9,000万円ぐらい落ちちよるんじゃないかというのが推定です。

実際的に、例えば、4月1日での町職員の状況、これも前年度大体250人の動向ではなかったかと思いますが、職員の動向の実態を、報告していただきたいと。

まあ、これは、出しやすい数字として、4月1日でもいいです。一応決算上生きちよるというふうに思いますので、その動向について質問しておきたいというふうに思います。

それと、2点目が、これは椎木町長と考え方が違うんですが、商工会ですね、それと観光協会。これに対する支出の補助金のあり方として、今まで議論してきたのは、町長のほうはですね、その必要性があるんだから、いわゆる団体補助だという考えで何回も答弁されました。

それで私のほうは、あくまで、議員から見たらわかりやすいように、決算上は、どういうふうに町の補助金が使われたのか、これをやっぱり明確にするためにも、できるだけ、補助に対してどのように使われたのか、それが決算上明らかになる方向で答弁を求めたいということをやってきました。

そういう中で、所管課について、商工会と観光協会について、町の補助金がどのように使われ

たのかというのが、やっぱり議会のほうの報告に、私は必要じゃないかというふうな立場です。

そういう立場で、ぜひ、わかる範囲でいいですからね、お願いしたいと。

それともう一つは、指定管理。支出について各所管課で、指定管理としてですね、支出がされております。その指定管理も、実際のな、やっぱり議会に対して、どういうふうな状況だったのかということは、当然、この決算の中で報告を求めておきたいと。実際のな指定管理の動向について。

その2点について、まず質問いたします。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 職員数の動向でございます。

22年4月は、306人で行いました。23年4月は、288人ということになっております。

議長（荒川 政義君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 商工会及び観光協会の補助金のあり方ということでございます。

商工会につきましては、補助金の額は、事業費に対して、1割弱ぐらいです。それから、観光協会につきましては、確かに、おっしゃられるとおり、8割方を町の補助金で運用しているという状況でございます。

決算の状況については、議員さんに毎回質問をいただいております。わかりやすい決算報告をということで、昨年に比して、少しは改善しているような状況でございます。

なお、補助金の配分につきましても、一応、手持ちの資料等が、むこうが今回作成した資料等はできておりますが、必要であればまたこれも提供できると思われま。

町の補助金がどのように使われているかということですが、まあ、概算の補助ですので、個々にどの様にとというのがなかなか難しゅうございますが、ある程度、こういうところに、人件費にこれぐらい入ったとかというのは、やはり明確にしたほうがいいということで、指示を出しまして、そういう資料もある程度作成しておりますので、御参考にしていただければと思います。

それで、全部を、補助の関係を全部把握するというのはなかなか、金額の多寡にかかわらず、他の団体でも、社会教育団体等におきましても補助を出しているのがありますが、そこまで町が関与しているというのは少ないわけで、ある程度、団体の自主性に任せているという部分もござい。

ただ、予算編成あるいは決算の時期につきましては、決算資料を出していただいて、それでおかしな点とかは、各担当課のレベルでチェックはしております。まあ、それと、各団体でも監査をしているという状況がありますので、ある程度は、裁量を任せないと、その補助の性格上いきめがいかないという部分もありますので。できるだけ資料は提示していきたいという方向ではあ

りますが、一方では、また、団体の自主性という面も考慮いただければと思います。

それから、指定管理の支出状況につきましては、毎年度決算の段階で、指定管理者からの報告が出ております。その決算の中で、指定管理料がどういうふうな形で入り、どういう形で支出しているという資料は出ております。

これにつきましては、指定管理の報告等は出ておりますが、一応これは、公開しておりません。以上です。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 指定管理でございますが、教育委員会は、ハワイ移民館と八幡生涯学習むらがございます。1期、2期とも、各団体より収支報告を受けております。運営状況、収支報告ともおおむね良好と考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 商工会にかかわる部分それと、観光協会にかかわる部分については、資料は持ちよると、提出もやぶさかではない、という回答じゃったんで、委員会の中で、ぜひ資料提出等を要望したいと、これは議長を通じてということになりますので、お願いしたいというふうに思います。

それともう一件。指定管理についてですが、まあ、実際的には、それぞれ、ノウハウがあって、指定管理については決算を受けちよるが、公開してないんだということでありまして。まあ、そういうふうなニュアンスの答弁であります。やっぱり決算として、報告は、私は、各所管委員会ならね、できるんじゃないかというふうに思われます。

ぜひですね、提出すべきは提出していただきたい、ということをお願いしておきたいというふうに思います。これは町長の判断になりますか、どちらの。指定管理については、

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時29分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 指定管理者の収支でございます。

これ、当然私たちも指定管理の協定を結んでいる以上は、毎年の収支はいただいております、それに基づいてこの3年間の協定で、3年間全体の2年半ぐらいですか、全体を見て、次の指定管理の公募のときにそれを反映させるという状況になります。

それを公表するかどうかということですが、指定管理者の収支は、当然指定管理者の自分のノウハウ、または努力、またはそういう形を使って、いかにいい指定管理をするかという

ことの独自の努力が入るとるわけでございます。その中に、当然人件費や、または会社であればその配当とか、または役員報酬とかそういうものも全て含まれた人件費もありますし、また、対外的にどういうところに委託しているとか、どういうところの雇用をやっているとかということも入っております。

これらは、言うなれば、その指定管理施設ごとに指定管理料を出すか、または納付金を入れていただくかということもありまして、その指定管理者独自の努力の成果が含まれとるということでもありますし、こちらから積極的に相手方の企業の内情を明らかにするということは、いかがなものかと思っております。これは、もし出すとすれば、私たちの指定管理料で収支がどうなっているかということ、それは、出してしかるべきと思いますが、しかしながら、収支の内容全部について、それは、相手方の企業の了解があれば出してよろしいと思いますが、こちらから積極的に相手方の、言うなれば、指定管理者の決算内容でございますので、それは、指定管理者のほうの了解を取った上でということになると思えます。

もう一点、観光協会のことをいつも、商工会ですか、商工会は余り特に問題になっていないと思うんですが、商工会は、全体の何割かの補助ということになっておりますが、しかしながら、これも私たちの中で、予算のときに精査して、それで決算上それを変えるということは今まで行っておりません。

言うなれば、できるだけ商工会の事業の中で、例えば人件費とかじゃなくて、町内の商工業者のためになる事業についての一部を補助するという形をとっております。

もう一点、観光協会、いつも議論が分かれるんですが、実は、観光協会の事業費が2,657万3,000円のうち、2,020万円の補助をいたしております。これは、このことについて、包括的な補助なので、もう少し明細をちゃんとして報告してくれという要望をたびたびいただいております。

今回は、私どものほうから観光協会にそれぞれの事業について、一つ一つの精算が目に見える形でやっていただきたいということも要請いたしております。言うなれば、今までは、人件費だけは別出しにして、そして事業は事業としてやるとるから、なかなか見えにくいということがございました。

たくさんの事業をやっていただいておりますから、その事業ごとに人件費を割り振って、そして1つの事業ごとに精算が見えるような形にしていきたいということを要請をいたしておりますので、そのような決算内容、また、資料も出ておると思いますので、委員会のほうでお示ししたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、町長のほうから商工会及び観光協会、そして、町が指定管理

をして、指定としたものの決算状況について答弁がありました。

私たちは、町の議員ですから、確かに言われるように、どこまで見ていくかというのは実際的には非常に難しい側面があるというのはわかっております。

やっぱり議員の立場といえ、どういう団体であれ、どういう出し方であれ、やっぱり私は、最終的には議会が実際的には精査していく必要があるという立場です。ですから、指定管理料についても、やっぱり皆さん方は3カ年分含めている町の基準をつくって指定管理料をはじきます。しかし、その結果は、やっぱりある程度議会としても私は監視能力がいるんじゃないかという立場なんで、ぜひ今後とも、早よ言うたら、指定管理についてもできるだけ見れるような方向、決算状況が見れるような方向を求めちゃきたいというふうに思います。

以上です。終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第2号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 昨年は、国保会計について特徴は、1つは6月にいわゆる本予算方式というのが1つの特徴でした。なおかつ、引き上げ、大幅なという言い方をしましたが、やっぱりかなりの引き上げがされた。町長は、できるだけ引き上げを抑えるために、いつも私が言う任意の繰り入れをしたんだということで、実際的には取り扱いをされました。

そういう中で、実際的に昨年度引き上げ、6月になりますから前年度比較が難しいかもわかりませんが、例えば引き上げにかかわる1世帯当たり、そして、1人当たりという格好で、ぜひ、まず答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 今、広田議員さんの御質問に、6月に国民健康保険税の税率改正を行いました。その時点での影響ということだと思いますので、まず被保険者1人当たりにつきまして、22年度実績では6万9,332円です。税率改正のこうした試算をした段階では7万6,908円で、7,567円の引き上げと。

同様に、1世帯当たりにつきましては11万2,938円のところが改正しますと12万5,035円で、1万2,097円の引き上げということでの試算をしております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私も、あの時の議論で、一定程度の繰り入れをすれば、国保税の

引き上げは必要ないんじゃないかということで議論させていただきました。その中で、3月の最終補正で、基金に積み込まれました。それで、執行部の皆さんは私がいつも言うように、小さい、弱い会計については、基金に積みなさいということをつたつたつたつてきて、あのときに、基金に積み立てることについて座るとききました。それで変な顔をされました。

いいのですが、実際的には弱い会計ですから、実際その年度に引き上げがあったわけですから、トータルでいけば結局は引き上げが響いちょるとというのが国民健康保険に加入する国保世帯なんです。これをまず理解していただきたいと。

そして、もう一つは、年末段階での繰入金調整、いわゆる一般会計から国保会計への繰り出しを元に戻す方法、これはやめてくださいということを何回も言いました。

財政のほうに聞きますが、今回、繰入金調整した額、一般会計から国保会計に繰り出す決定をした後、議会の議決をせんこう取りやめましたよという額は、1億円を超えちょるんじゃないかと思いますが、数字について報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 一般会計から、国保特別会計への繰り出しの不用額ですけれども、1億2,800万円ほど不用額が出ております。

議長（荒川 政義君） いいですか、はい。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第4号平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これも、以前といたしますか、3月の議会でも議論したところであります。

いいのですが、介護保険に関する基金、これについてかつては3年ごとにゼロにするちゅうような時期がありました。実際的には、私も3月に決して全部取り崩さんでええんじゃないかという議論をしました。3月末に実際的には基金をゼロにしました。

その基金のゼロが、結局は、翌年度の山口県下ー高い介護保険料になったというのは事実なんです。値上げ率が、引き上げ率が山口県下ーになったというのが、私は客観的事実であろうというふうに見ております。そういう中で、実際的に介護保険の基金、これをやっぱりきちっと使え

ば、ゼロにせず引き下げに使える、引き上げ率アップにはならんというふうに私は見ておりますが、それが違うというなら、椎木町長の考え方聞いちょきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 介護保険会計の特別会計でございますが、介護保険会計につきましては、国保などと違いまして、3年間の中期財政見通しという形で、3年ごとの見直しが行えるということが法律で明記されとるわけございまして、そこで、今の基金の問題は、その間の調整につきましては、当然その財政調整にすぎるべきだと思っております。

今の議員さんの御指摘は、そこにある基金を使って、次の期の今で言えば5期ですが、5期の介護保険の保険料の軽減に使うべきだという御指摘だと思っております。当然基金が残っておれば、5期の中でも基金は残るわけございまして、今回の介護保険料の改定、税率改正は、当然ながらこの次の5期の3年間で見込まれるであろう介護給付費の総額から計算して、いずれにいたしましても、介護保険料の改正を行わなければ、3年間が賄えないということから出たものでございまして、今の基金を、その介護保険料を下げるのに使うとかいうのではなくて、当然基金がもしそこに大量にあれば、当然その5期のほうに繰り越して、嫌でも繰り越すわけですが、その中で、3年間の財政調整に使うべきだというふうに私も思っております。

だから、今回の介護保険料が、山口県一高くなったという御指摘で（「引き上げ率」と呼ぶ者あり）引き上げ率が一番高くなったということで、引き上げというのではなくて、言葉が引き上げ率というふうに言われると、非常に何か適切でないと思うんですが、これは、介護保険料の改定だというふうにおっしゃっていただきたいと思いますが、県下で高いとこだと思っておりますが、いずれにいたしましても、介護給付費と介護保険料というのは連動しとるわけですから、介護給付費は低いのに、介護保険料だけが改定で高くなったということは全くないわけございまして、ぜひともそこらは御理解いただきたい。

それと、介護保険料と介護のための基金というのを、常にその基金がどんどん積み増すということではありませぬので、できれば健全な介護保険会計をやるためには、当然その給付と保険料とのバランスというものはいつもイコールになるべきだと思っておりますので、できるだけ皆さん方に健康づくりに参加していただいて、介護保険のお世話にならないということをやるのが大事だと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 結局は、介護保険の基金をどう考えるかというところで、実際的には考え方の違いがあるのかなというのが、今、答弁を聞いた中身です。私たちはその基金があるときに、3カ年で出発するときには、少なくともそれ以上の引き上げ、引き上げ率がアップにならんような努力として基金を使うべきだという、介護保険加入者の実態に即して考えるという

立場から出発しとるわけです。

介護保険に加入される人、国民健康保険に加入される人、その人たちの気持ちや生活実態、それから求めておるんだということを再度申し入れておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

認定第5号平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第6号平成23年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第7号平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第8号平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第9号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第10号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほど、公営企業管理者のほうから赤字処分を含めて実際的な補足説明がありました。

一応聞いておると、数字的に赤字にならない額、これが先ほど答弁されました。しかし、中身

としてはかなり苦労しちよるとというのが3億1,000万円にあらわれちよるんじゃないかというふうに思います。

そこで、1つは23年度中に医師の確保、看護師の確保をやられたと思います。そういう中で、どうにか赤字を圧縮したいという努力もされたと思うんです。しかし、今回の決算上を見て、例えば大島病院なんかを見ても若干2億円ぐらい、その前の年は減価償却等があったんで、かなり大幅な大島病院の。ただ、圧縮はしたものの、収益は減る、費用がふえるというような状況もあります。東和病院なんかについてもです。

そういう状況が、医師や看護師、その他の技術者等が今、どういう状況なのか。例えば23年度末でいえば、医師は18人、看護師も前年度よりふやされたという状況もあるんですかね。実際的にはどうなのか、いわゆる実態です。どういうふうな状況だったのかその赤字の要因について、一応聞いちょきたいというふうに思います。

例えば、事業収支及び利益状況について簡単にでいいですが、財政のほうで答弁できればしていただきたいのと、企業局として、全体として、赤字の圧縮についてどう考えちゃったのかという部分を含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議員さん御指摘のように、赤字は3億1,000万円ということで、かなり努力しているところです。特に、医師の確保ということで、やはり医師が大変少ないということで、医師は昨年度、少し補充は難しかったんですが、本年度、東和のほうに外科の先生は2名ということで、ふえております。昨年度また自治医の先生も来られていますので、医師はふえています。

それと、あと看護師さんのほうですが、この22ページにありますけれども、看護師さんをかなりふやしております。それでも、なおかつ、やはり看護基準が足りませんので、大島病院が60床の療養型の病床が50床でしか動いていないという形になっています。ですから、それが、多分あと10人ふえるのと、東和病院もちょうど改築に入っていますので、少し入院患者は減っているという状況です。この入院患者が両方の病院で10人ずつ増えれば、どうにか採算ベースではこれほどの赤字は出さなくて済むかと思っております。

ですから、やはり人がどうしても必要で、町のほうは定員削減してかなり努力されているのに、うちの企業局だけちょっとふえるのも気が引けるといいますが、どうしても、やはり人がいないとどうにもなりませんので、増やしています。緊急なところでは、大島病院の内科の常勤を1名はぜひ確保したいなど。看護師さんをやはりかなり確保したいという状況です。

あと、数値的に詳しいほうは、課長のほうから。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 23年度の決算についてということで、こちらの議案つづりには、6施設の状況で上がっておりますが、実際は16施設の細々とした、細部にわたる状況がありますので、それについて説明させていただきます。

東和病院に関しましては、対前年比ですが3,390万円程度の悪化で6,040万円の赤字。橘病院につきましては、570万円の改善がされましたが1,180万円の赤字。大島病院につきましては、先ほど議員さんのほうからも言われましたように、資産減耗費の3億1,000万円を加味しまして2億4,340万円の改善はされましたが6,940万円の赤字。やすらぎ苑につきましては、1,460万円悪化しまして5,230万円の赤字。さざなみ苑は、ほぼ同額なんですけど2,450万円の赤字。看護学校につきましては、2,790万円悪化しまして1,670万円の赤字。健康管理センターにつきましては、3健康管理センターともほぼ横ばいではあるんですが、東和が400万円、橘が520万円、大島が280万円の赤字。訪問看護ステーションにつきましては、300万円悪化しまして860万円の赤字。居宅介護支援につきましては、東和が620万円の黒字、橘が230万円の黒字、大島が11万円の赤字。やすらぎ苑が90万円の赤字。健診事業につきましては、130万円悪化しまして460万円の赤字。総務部につきましては、5,700万円改善はされたんですが5,940万円の赤字となって、今年度、23年度3億1,248万5,895円の赤字という状況になっております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成23年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩をします。午後1時から開会をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18．議案第2号

日程第19．議案第3号

日程第20．議案第4号

日程第21．議案第5号

日程第22．議案第6号

日程第23．議案第7号

日程第24．議案第8号

議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第2号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）から日程第24、議案第8号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 議案第2号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に8億9,079万9,000円を追加し、予算の総額を149億6,938万5,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお開き願います。

歳入につきまして、8款地方特例交付金は、交付額の決定により、減収補填特例交付金を242万2,000円増額するものであります。

9款地方交付税は、普通交付税の交付額が76億1,889万1,000円と決定されましたので、3億1,889万1,000円を追加計上するものであります。

17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを2億9,706万6,000円減額し、財源調整を行っております。

18款繰越金は、平成23年度からの繰越金を9億6,148万3,000円追加するものであります。

10ページ、19款諸収入4項雑入2目雑入は、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算分4,319万8,000円、盗難事件のありました側溝蓋の弁償金64万円、財団法人山口県市町村振興協会の地域づくり推進事業助成金200万円のそれぞれ新規計上であります。

20款町債は、県営農業基盤整備事業に充当する過疎対策事業債30万円を追加計上し、発行可能額決定に伴う臨時財政対策債を1億4,106万9,000円減額計上いたしました。

11ページからの歳出について、主なものの御説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、財産管理一般経費において修繕費及び工事請負費を追加計上しております。6月定例会においても追加補正を行ったところですが、その後、竜崎温泉や陸奥記念館、旧田布施農高大島分校等に緊急的な対応を行ったため、今後にも備え、補正計上するものであります。基金管理経費は、地方財政法第7条第1項に基づき、財政調整基金へ5億6,429万1,000円、減債基金へ1億5,000万円を積み立てることといたしました。

6目企画費は、旧田布施農高大島分校浄化槽の修繕に要する経費25万円及び進入路の改修工事請負費55万円をそれぞれ計上しております。

7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、久賀、大島、東和、橘の各支所経費の工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金を追加計上しております。また、久賀支所経費においては、法定外公共物等の管理において不足が見込まれる賃金、前島公民館の修繕費及び消防署の検査において指摘のありました地下タンクの検査委託料を別途計上しております。

13ページ、9目地域振興費は、総務省が推進する地域おこし協力隊事業に取り組むため、その必要な経費を新規に計上いたしました。この事業は、地方自治体が新たに都市住民を受け入れ、産業の応援や住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら定住を推進していく事業であり、このたびは隊員への報償費、活動費、公募のための広報費等を計上しております。財源につきましては、特別交付税において措置される予定であります。また、コミュニティー施設2カ所の警報設備修繕費の追加計上及び市町村振興協会の地域づくり推進事業助成金の財源振替も行っております。

14ページ、2項徴税費は、今後の固定資産税過誤納分の償還に対応するため、8万円を追加計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費2目生涯福祉費は、10月1日から施行されます障害者虐待防止法に対応するため、障害者虐待防止センターの設置に要する経費19万2,000円及び緊急時の居室確保のための給付費28万5,000円を新規に計上しております。

5目介護保険対策費は、介護保険利用者負担軽減事業の過年度精算による償還金の計上であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、たちばなケアプラザ及びしまとぴあスカイセンターの火災報知機やエアコン等の修繕に要する経費をそれぞれ追加計上しております。

2目予防費は、生ポリオワクチン接種から不活化ポリオワクチン接種への一斉切りかえに対応するため、予算の組みかえを行うものであります。集団接種にかかる経費を減額し、個別接種の

ための委託料505万9,000円と切りかえに伴うシステムの改修委託料89万6,000円を追加計上するものであります。

4目火葬場費は、斎場建設事業において、事業実施に当たり中四国防衛局の指示を受け、遺体保存冷蔵庫等を工事請負費から備品購入費に組みかえを、また、火葬場等管理経費では、大島斎場の利用が多く、これに伴い、合併浄化槽汚泥引き抜き手数料の不足が見込まれるため、これを追加計上しております。

16ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、担い手育成総合支援協議会の事業の拡充に伴い、これらに要する経費について追加計上するものであります。

5目農地費は、地域の要望対応として、農道2件、水路1件の改修工事請負費200万円を追加計上しております。

3項水産業費1目水産業総務費は、三蒲地区水産加工団地内の町有地の一部について払い下げを予定しており、分筆登記等に要する委託料24万6,000円の新規計上であります。

2目水産業振興費は、油宇地区の漁船巻上げ施設及び給油タンクの改良工事と安下庄地区の集出荷用生けす及び冷蔵施設の新設工事の要望について、漁業経営構造改善事業において対応するため、追加の計上を行うものであります。

3目漁港管理費は、新たな漁港施設の改修経費として、工事請負費1,231万1,000円及び事業実施に必要な測量委託費40万円の追加計上であります。

17ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費については、ウィンドパーク管理運営経費において、空調機、スポーツトラクター等の施設整備の修繕に要する経費を追加計上し、またながうらスポーツ滞在型施設管理経費では、経年により不具合の見られる合併浄化槽のオーバーホール及び強風により破損したテニスコート防風ネットの補修経費、冷蔵ショーケースを更新するためのリース料、テニス場センターコートのフェンス、スタンドの改修工事のための経費をそれぞれ計上しております。

3目観光費は、岩国錦帯橋空港の開港が12月13日に予定されておりますが、これを契機とした周防大島町の観光PRとして、空港内へPR看板を設置するとともに、着ぐるみを製作する経費を新規に計上しております。また、道の駅サザンセットとうわの冷蔵ショーケースの更新に伴うリース料につきましても、新規に計上しております。

18ページ、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、昨年度からスタートいたしました住宅リフォーム資金助成事業につきましても、申請も非常に多いことから、これに対応するため、500万円の追加計上をするものであります。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は側溝蓋弁償金を受けて、側溝蓋ほか道路橋りょう維持に必要な工事材料費を購入しようとするものであります。

5 項都市計画費 1 目都市計画総務費は、都市計画審議会開催の必要が生じたため、報酬及び旅費を新規に計上しております。

1 9 ページの 8 款消防費 1 項消防費 4 目災害対策費は、海拔表示板設置事業に山口県市町村振興協会の地域づくり推進事業助成金を充当し、財源を振りかえようとするものであります。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費は、情島教職員住宅の屋上に防水改修工事を施工するため、設計監理委託料 4 9 万 4, 0 0 0 円及び工事請負費 5 1 4 万 5, 0 0 0 円を新規に計上するものであります。

2 項小学校費 1 目学校管理費の小学校管理事務局経費は、城山小学校屋内運動場玄関屋根の修繕のほか、小学校の修繕費 1 8 7 万円、小学校が排出する廃棄物の運搬処分費 1 8 0 万 1, 0 0 0 円、浮島小学校屋外倉庫の改築工事請負費 3 5 0 万円をそれぞれ追加計上するものです。また、明新小学校屋内運動場改築事業経費では、解体に伴う周辺樹木の伐採経費 3 6 万 8, 0 0 0 円と、解体工事の追加工事費 2 7 1 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

2 0 ページ、3 項中学校費 1 目学校管理費においては、安下庄中学校非常階段修繕塗装をはじめ、各中学校の修繕費 2 0 6 万 9, 0 0 0 円が主な計上であります。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費は、1 0 月に山梨県甲府市において開催されます全国社会教育研究大会へ参加する経費の計上であります。

2 1 ページ、4 目文化財保護費は、旧久賀歴史民俗資料館収蔵庫周辺の樹木について、伐採処分に要する経費 1 4 万 5, 0 0 0 円を新規に計上するものであります。

5 目社会教育施設費は、文化センター、東和総合センター、橘総合センターの管理運営経費において、それぞれ施設、設備の修繕にかかる経費を追加計上しております。いずれの施設においても、空調設備関係の修繕が主なものであります。

2 2 ページ、5 項保健体育費 2 目体育施設管理費は、町民グラウンド管理運営経費において、老朽化と少年サッカー大会における他のサッカーゴールと規格を統一するため、サッカーゴール 2 対を更新する経費 7 9 万 9, 0 0 0 円を、総合体育館管理運営経費では、白木公有地浄化槽流調ポンプほか修繕費 2 4 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ計上しております。

3 目学校給食費の大島地区学校給食センター管理運営経費では、温水ボイラー等の修繕費を、浮島小学校給食調理場管理運営経費においては、職員の年度途中退職に対応をするため、賃金等をそれぞれ追加計上しております。

1 1 款公債費 1 項公債費 1 目元金は、1 0 年見直し方式により借り入れを行った町債が 1 0 年を経過し、償還表が改められたことにより、今年度において元金の償還額が増額となったため、その差額 5 6 万円を追加計上するものであります。

2 3 ページ、1 2 款諸支出金 1 項繰出金 1 目繰出金は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰

出金の調整であります。以上が歳入歳出予算補正の概要であります。

続いて6ページ、地方債の補正についてであります。過疎対策事業債、臨時財政対策債の補正に伴う限度額の変更を行うものであります。

以上が、平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)についての概要であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

議長(荒川 政義君) 西村健康福祉部長。

健康福祉部長(西村 利雄君) 続きまして、議案第3号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、補足説明を行います。

今回の補正は、平成23年度決算に伴う精算及び今年度分の決定通知のあった歳入及び歳出の補正が主なものであります。

予算書25ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億2,807万8,000円とするものであります。詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

31ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。3款の国庫支出金1項国庫負担金2目高額医療費共同事業負担金は、歳出の拠出金増額に対する負担金追加分として30万3,000円を追加します。

同じく3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金に、医療費適正化事業のための特別調整交付金6万3,000円を追加計上いたします。

4款の療養給付費等交付金は、支払基金の決定通知に基づき、1節現年度分を260万7,000円減額し、2節過年度分1,020万円を前年度追加交付分として追加計上します。

5款の前期高齢者交付金は、今年度の交付決定通知により865万8,000円を減額します。

6款の県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様の理由により30万3,000円追加するものであります。

9款の繰入金は、6節その他一般会計繰入金を7,155万1,000円追加し、主として前年度負担金等の返還金の支出に充当いたします。

10款の繰越金は、前年度決算が収支ゼロ決算となったため、当初計上額の1,000円を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

34ページをお願いいたします。2款の保険給付費の補正は、歳入補正に伴う財源調整であります。3款の後期高齢者支援金等の17万5,000円の追加、4款の前期高齢者納付金等の4万6,000円の減額、5款の老人保健拠出金の4,000円の減額及び6款の介護納付金の

18万2,000円の減額は、いずれも支払基金からの決定通知に基づく補正であります。

7款の共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金の121万1,000円の追加及び2目保険財政共同安定化事業拠出金の1,535万3,000円の追加は、国の指導に基づく拠出金額算定方法の変更に基づくものであります。

8款の保険事業費の補正は、近年急増しております療養費の適正化を行うための事業費として、6万3,000円を補正するものであります。

10款の諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金へ、前年度療養給付費等国庫負担金返還金等を5,458万1,000円追加計上しております。

以上で、平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。今回の補正は、平成23年度決算に伴う精算が主なものであります。

予算書の37ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,243万2,000円とするものであります。詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

43ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。4款の繰越金は、前年度繰越金を62万円計上しております。

5款の諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、保険料の翌年度歳出還付を行うための山口県後期高齢者医療広域連合からの歳入項目であります。昨年度までの実績及び今年度支出見込に基づき、50万円を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金を62万円追加しております。平成23年度保険料のうち、平成23年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を平成24年度歳入予算に前年度繰越金として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものであります。

3款の諸支出金は、歳入の5款諸収入の減額と同様の理由により50万円を減額補正するものであります。

以上で、平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

次に45ページをお願いいたします。

議案第5号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を行います。今回の補正は、平成23年度決算に伴う精算を行うものでございます。

それでは、本文で既定の歳入歳出予算の総額に5,803万7,000円を追加し、総額を33億8,169万5,000円とするものでございます。

事項別明細書の51ページをお願いいたします。

歳入から御説明をいたします。3款1項1目の介護給付費負担金は、前年度実績による追加交付で、過年度分として98万1,000円を新たに追加計上いたします。

7款の繰越金では、前年度の繰越金として5,705万6,000円を追加計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。52ページをお願いいたします。

1款2項1目の賦課徴収費では、過年度分の保険料還付金を38万9,000円減額いたします。

3款の基金積立金では、前年度決算に伴う介護給付費準備基金への積み立てとして、1,461万7,000円を増額いたします。

7款の諸支出金につきましては、前年度実績に伴う国等への返還金として、4,380万9,000円を新たに追加計上いたします。

以上が、平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長(荒川 政義君) 松井環境生活部長。

環境生活部長(松井 秀文君) 私のほうから、議案第6号から議案第8号までについて補足説明をいたします。

補正予算つづりの53ページをお願いいたします。

まず、議案第6号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算に86万4,000円を追加し、予算の総額を8億6,803万8,000円とするものであります。

事項別明細書59ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計から86万4,000円を繰り入れての財源調整であります。

60ページの歳出の1款簡易水道費1項事務費1目総務費につきましては、消費税申告により23年度消費税確定分と24年度の予定納税分あわせて46万4,000円の増額であります。

3款諸支出金1項償還金1目還付金でございますが、漏水減免により償還金の不足が見込まれるため、40万円の補正計上でございます。

次に、議案第7号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の61ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に80万4,000円を追加し、予算の総額を4億6,488万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

69ページをお願いいたします。

歳入につきましては、平成23年度下水道事業債の額の確定に伴う平準化債の追加並びに一般会計から60万4,000円を繰り入れての財源調整であります。

70ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款公共下水費2項事業費において、消費税申告による平成23年度確定分と24年度中間予定納税分を合わせて80万4,000円の増額補正であります。

次に、議案第8号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書71ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に360万8,000円を追加し、予算の総額を3億3,444万9,000円とするものであります。

事項別明細書77ページをお願いいたします。

歳入についてであります。3款繰入金において、一般会計から360万8,000円を繰り入れての財源調整であります。

78ページをお願いいたします。

歳出についてであります。1款農業集落排水費2項事業費1目維持管理費において、戸田浄化センター機器の流入側電磁流量計の修繕費、日良居浄化センターの運転状況確認装置の液晶画面及び内部基盤の取りかえ等修繕費合わせて300万円の追加計上であります。工事請負費につきましては、日良居・沖浦西地区の管路におけるマンホール蓋及び舗装補修工事費の増額計上であります。消費税につきましては、当初予算に370万円納付と見込んでおりましたが、申告の結果、30万8,000円増額となりましたので補正計上いたしました。

以上で、議案第6号から第8号までについての補足説明を終わります。何とぞ慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。広

田議員。

議員（ 8 番 広田 清晴君 ） まず、地方交付税について質問します。

今回、地方交付税の補正が 3 億 1,889 万 1,000 円、そして、臨時財政対策債が 1 億 4,106 万 9,000 円減額ということで、1 億数千万円の補正ということであります。それで、基本的には、非常に 3 月時点で見積もりにくかった理由、1 億数千万円のね。

双方、対策債と交付税と、基本的には、ずれがあるというふうには思いますが、実際的に見積もりにくかった理由を、まず、聞きたいというふうに思います。

それとあわせて、御承知のように今回の補正は、地方交付税の補正と繰入金補正ということで、それがほとんど財源ということに実際なっております。歳出のほうも御承知のように、財政調整基金を大幅に積み込む補正ということになっております。

当初及び補正で、当初計画した分 2 億 9,706 万 6,000 円、これをやめましたということとあわせて、実際的に歳出で積立金として 5 億 6,429 万 1,000 円ということで、かなりの財調の残ということになっております。それで、実際的に 30 億円をかなり超える水準になるのかというふうに思いますが、最終的に、補正後の実際的な財調の状況、それとあわせて、減債基金も 1 億 5,000 万円積み立てるようになっておりますから、減債の基金残高もあわせて報告を求めたいというふうに思います。これが 1 点です。

それと、先ほども聞きましたが、交付税のもととなりますこの時点での基準財政需要額と収入額、その見込みについて、報告を求めたいというふうに思います。

それと、支所及び出張所経費、法定外公共物という言い方もされましたが、実際的に久賀支所経費、11 ページですが、賃金が組まれております。この賃金の組み方について、大体何人分の何日分という組み方をされていると思います。実際的に、具体的にどういうところに当たるという部分の報告を、審議に関しては求めておきたいというふうに思います。

それと、13 ページですが、今回改めて、その他財源 100 万円と一般財源 94 万円で、194 万円の補正がされております。ここで、地域づくり推進事業のこの増額分の考え方について、例えば、報償費で組みますとか、いろいろ組んでおりますが、全体として、どういうふうな事業形態になるんだという報告を求めておきたいというふうに思います。これは、9 目地域振興費の節区分全てという考え方でお願いしたいというふうに思います。

あと、民生費の 14 ページです。民生費の障害者福祉であります。法改正に伴い、いわゆる障害者虐待防止センターを起こすんだということでありますが、実際的に広域でやるとすれば、どこどこでやりますよと。そして、その委託先はどこですよという格好で報告を求めたいのとあわせて、総事業費、総事業費というのは、防止センターへ委託する部分と、緊急時居室確保給付費、これも、当然全体の中ではそれぞれ委託先に集約されると思うんで、その報告を求めておき

たいというふうに思います。

あと、予防費については、これは全協で報告された内容だというふうに思いますが、実際的にのどりが悪い、私自身がのどりが悪いところであります。それで、実際的に再度報告を求めておきたい。生ワクチンから具体的にその中身について、また予防接種のシステム改修、これは、パソコンの改修ではなからうかと思いますが、具体的にどういう改修になるんだというところを、私どもはわかりにくいので、報告を求めておきたいというふうに思います。

あと、漁港管理費に出てきます測量・設計業務、これは新たにどこをするのかという部分であります。あわせて、工事請負費10数件出ちよるようなのですが、具体的に報告できれば、こことここですよという格好で報告を求めたいというふうに思います。

観光費の中で、備品購入「着ぐるみ」って書いてるんですけど、具体的にどういう形の中で、錦帯橋空港の中で周防大島町を宣伝するためのものか、というふうに思いますので、それも報告を求めたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 14ページの障害者虐待防止センター委託料になろうと思います。これは、1市4町の広域で行います。柳井、田布施、平生、上関、当町です。

それから、委託先は、現在相談支援事業を委託している相談支援事業所の「たんぼぼ」というところをお願いするようになります。

それから、総事業費でございますが、圏域全体では86万7,500円、その案分率を掛けて19万2,000円ということで算出をしております。

それから、緊急時の給付金であります。これは、緊急時に居室を確保するための経費ということでございまして、短期入所、短期間の算出ということでございます。10日の3人分を見ております。

それから、予防費の不活化ワクチンが出ましたが、8月の臨時議会で、全員協議会で御説明を申し上げましたが、国の予防接種実施規則の改正によりまして、今年度9月1日より従来の生ポリから不活化ポリオワクチンへ変更が実施されております。これは、従来の生ポリオワクチンが強い免疫性が生じる反面、まれにポリオにかかったのと同じ症状が出るため、今回、ポリオウィルス殺して、不活化ワクチンを導入するものでございます。既に県の医師会と契約しまして、個別接種により、この不活化ワクチンの接種が始まっております。このための委託料の補正として、今回505万9,000円をお願いするものであります。

そして、もう一方のシステムの内容でございます。この不活化ポリオワクチン導入に際しまして、予防接種関係の母子保健管理システム、これの改修が必要となりますので、89万6,000円

をまたお願いすることでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 松村久賀総合支所長。

久賀総合支所長（松村 正明君） 久賀支所経費の賃金の補正でございますが、これの場所及びその算出根拠でございますけども、まず、久賀の中瀬田に旧県営住宅がありました。その跡地及び八幡のバス回転場の草刈り賃金の追加で、機械持ち込み賃金1,720円の32時間、4人役でありますけども、その計上5万5,040円。

それと、総括的に申し上げましたが、法定外公共物及び所管課不明の町有地がありますが、その草刈り賃金、やはり機械持ち込み賃金1時間当たり1,720円の55時間、9万4,600円、計14万9,640円を計上させていただいております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 漁港管理費の委託料40万円の件でございます。

これは、陸閘を設置するところを、具体的には船越地区ですが、民地との境をはっきりさせなきゃいけないということで、補助事業ですので、そのような作業が必要ということで20万円。

それと、導流堤を逗子地区に1個、漂砂防止のために行うんですけど、そのときの岸側の境界がはっきりしないということで、これの境界復元を行う測量で、2件40万円を計上しております。

それから、工事請負1,231万1,000円ですけども、これは一応、当初では14件6,950万円を予定しておりました。大きいものでは3,000万円の単独の工事が、地家室地区のがあったんですけども、これらを含めて要望等ありまして、逆に先食いしたのも若干ございます。それで、14件当初に組んでありまして、それと、更に要望が出ております16件を加えますと、大体その差額で1,231万1,000円を予定しております。

それから、観光費の備品購入についてでございますが、ことし12月13日に、いよいよ岩国民間空港が開港いたします。その期待も、広島地区、山口県東部では大きいものがございます。その開港イベント等にも使えるということで、ぬいぐるみ、今こちらにあります「ミカキン」と「ミカトト」のぬいぐるみ2体を入れて、ぬいぐるみというのは非常に、ちょっとした集客には役に立つと思われまして。「くまモン」に負けないような、今後、使い方をしていけばいいんじゃないかと思っております、この2体を予定しております。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 13ページの地域づくり推進事業の件でございますが、この194万円ですけれども、このうちの182万円部分が、先ほど補足説明で御説明を申し上げます。

した、地域おこし協力隊の経費でございます。

人口減少とか高齢化で地域の力が弱まっているということで、外部から新しい担い手を招集しようということで、地域おこし協力隊というのが、平成20年からスタートしております。それを今回やってみようということで予算を計上させていただきました。これにかかる報償費というのは、その協力隊員へのいわゆる謝礼でございます。

それで、ほかの燃料費や旅費等は、その協力隊員の事務所の経費等を予定しております。

それから、地域づくり推進事業の残りの経費は、コミュニティーセンターの警報機の修繕に充てることにしております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 中村財政課長。

財政課長（中村 満男君） 私のほうからは、普通交付税の基準財政需要額、収入額等についてお答えいたします。

基準財政需要額は89億6,043万9,000円、基準財政収入額が13億2,538万4,000円でございます。

それと、当初算定と現在の確定との算定の困難なところということでございますが、基準財政需要額の中には、臨時財政対策債振替相当額というのが算定されるがございます。この臨時財政対策債の算定につきまして、平成23年度から3年間で、人口基礎方式から財源不足基礎方式へ移行することになっております。その移行期間でございます、そこに使います係数等がなかなか把握できないというところから、このたびの臨時財政対策債の減額補正と普通交付税の増額補正ということになっております。その他については、単位表等が若干想定と異なっておったということもございます。

それと、基金の状況でございます。

今回の9月補正を持ちまして、財政調整基金が33億7,344万2,000円、減債基金が5億280万7,000円となります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） いいですか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう一件だけ聞いときます。

交付税についてであります。御承知のように交付税については、一体どうなるんだと。国において、せっかく自民党と公明党と民主党と力を合せてやったようなんですが、中身としてはパンクというのが国の政治において明らかになったという状況であります。その中で赤字国債を発行ができないという状況が国において言われております。

その中で、例えば、今、一部では政党じゃ政権とかいろいろ手をつけるというふうに関国におい

ては言いよりますが、実は地方交付税について、大きな影響が出るんじゃないかというのが最近のニュースであります。その中でも県は遠慮してもらう部分があるかもわからんが、町村については、かなりまだ裕度を持ちよるといふニュースもあります。一体どうなのかと、赤字国債が発行されないのがずっと続いていったら、結局は支出抑制が起こるちゅうのは当たり前話なんです。それで、椎木町長として、どういうふうにするのかと運用を考えたのかという点が再質問の中身です。

答弁を求めたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、非常に異常事態ということだと思っております。

地方交付税の先送りということが、今、非常に話題になっておりますし、きょうの新聞でも大きく報道されておりますが、要するに、その地方交付税の支払いを延期するというような政府の対応は、非常に、言葉で言うたら抽象的ですが、まことに遺憾であるというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、当面、周防大島町の資金繰りにどのような影響が出るかということですが、財政力の弱い市町村にまで均一、一律的に抑制するということはないというふうな報道もされておりますし、そのようなことで、例えば、一時借入金でもってその財政の運営をするということになったときには、その利息分については国のほうでどっちみち補填をするというふうなニュースも入っております。

しかしながら、地方交付税が過去にこのような形で先送りされたということは、全くございません。そのようなことからいたしますと、非常に、異常事態だというふうに思っております。

また、当初予算で御議決をいただいております30億円という一時借入金でございますが、これを持って財源を補填するということの起こらないように、できるだけ現在の財政運営の中で十分やっつけていこうというふうに思っております。しかしながら、この公債発行特例法案がいつ通るかというようなことも、私たちが今、中が見通せない状況でありますので、できるだけ早く、そのようなことが解消されるということが望まれるというふうに思っているところでございます。

当面、すぐに町の財政運営に支障を来すということはないというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。魚原議員。

議員（6番 魚原 満晴君） ちょっと1点だけお聞きします。

ページ数は15ページの4款衛生費で、4目の火葬場費ですが、先ほど説明されたんですが聞き漏らしたところをちょっと聞きたいんですが、18の備品購入費、あれをもう一回詳しく答弁してください。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 備品購入費で、当初、工事請負費の機械設備として予算計上しておいたものを、国のヒアリングにおいて、備品的要素が強いということで、物品のほうに、いうなら予算を移動させたと。それで、その内容については、霊安室の中に入れる固定式の遺体安置冷蔵庫と、棺台車 2 台を工事請負費から備品のほうへ移動させたということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 3 号平成 2 3 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 4 号平成 2 4 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 5 号平成 2 4 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 6 号平成 2 4 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 7 号平成 2 4 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 8 号平成 2 4 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第 2 号平成 2 4 年度周防大島町一般会計補正予算（第 2 号）から議案第 8 号平成

24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。
討論・採決は会期中の最終日といたします。

日程第25．議案第9号

日程第26．議案第10号

議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第9号あらたに生じた土地の確認についてと、日程第26、議案第10号字の区域の変更についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第9号及び第10号について、一括して補足説明をいたします。

議案第9号あらたに生じた土地の確認についてであります。漁港整備計画に基づき、周防大島町大字東三蒲字若宮197の3地先の埋め立てられた土地3,038.42平方メートルが、平成24年6月1日付指令平24港湾第92号により公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、しゅん功認可されたもので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号字の区域の変更につきまして、議案第9号でお諮りしております新たに生じた土地を、周防大島町大字東三蒲字若宮に編入しようとするもので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号あらたに生じた土地の確認について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第10号字の区域の変更について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論・採決に入ります。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第9号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午後1時55分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27・議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第11号周防大島町高齢農業者生きがい農園施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第11号周防大島町高齢農業者生きがい農園施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について、補足説明をいたします。

周防大島町高齢農業者生きがい農園施設は、平成5年度、新農業構造改善事業の高齢化地域農村活性化モデル事業で、高齢者の豊富な経験を生かし生涯学習を継続することで、農業生産活動などへの積極的な参加の機会を確保し、生きがいの持てる生活の場として東和西方地区に整備をいたしました。

施設概要につきましては、栽培棟2棟及び管理棟1棟で、当初は洋ランを栽培し販売しておりましたが、洋ランの消費需要が伸びず、販売収入の減少等により収支が合わなくなり、効率的な運営が難しくなりました。このため平成14年から利用計画を変更し、高齢農業者が年間を通じて育てられる作物と育苗を中心に、町民からの応募による花づくり教室を開催することといたしました。しかし、この花づくり教室も次第に応募が少なくなり、現在は中止せざるを得ない状況に至っております。

また、この間施設についても台風の被害を受けたこともありまして、鉄骨の腐食等老朽化が進み、今後修繕等の維持管理に多額の費用を要するものと考えられ、また、補助事業に係る処分制限期間も平成24年3月24日をもって経過していることなど総合的に勘案した結果、今年度解体し原状回復した後、用地を返還することといたしました。こうしたことに伴い、今回本条例の廃止をするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 平成5年に旧東和で、この条例を設置して運営してきた、実際的にはほとんど運用がなくなったといいますが、できないという状況で新たに原状回復して戻すよということなんですが、実際的に今現、例えばそういう国の補助政策がどうかは別にして、例えばほかの地域にそういうことをする場合に、またこういう条例が必要となるんじゃないですか。それとも、もう補助事業がなかったら全くしないという状況なのかどうなのかね。その辺の説明がちょっといるんじゃないかなと思うので、答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 先ほども補足説明の中にありましたけども、最初は洋ランということでその後が花づくり教室ということで、30人を基礎に広報等で募集しております。それがやっぱり東和地区のみならず募集しているんですけども、広報・チラシ等で。最後は22年にはもう秋からの、春秋共してやっていたそうなんですが、秋からずっと参加者がいないという状況がございます。新たなという形ではちょっと今ここでは難しいという状況です。補助事業としてはもうやっておりませんので、苗木等を自分らがつくるという形でやっております。ですので、そういうことでよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 多分補助が変われば名前も変わるというのが流れなんです。それで、例えば、そういう形で今東和ではもうなくなりましたよと、将来的にじゃあほかの地域で新たに出發しようとするれば、できる場合があるかもわからんわけよね。そういう場合、例えば単独で、仮に補助がなかったら単独でちゅうことになるかもわかりませんが、仮に起こるような場合は新たに、条例を設置してやるのか、単独だからそういう条例はいらないちゅうわけにもいかんと思うんですよ。実際的にはどのように、新たなものまで否定するのか、それともどうなのかという点については、やっぱり答弁を求めておきたいと。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今回のこの周防大島町高齢農業者生きがい農園施設、これは先ほどから

部長が答弁しましたように、平成の初めごろにそういう補助事業があって、それを取り入れて旧東和町時代に、その高齢農業者の生きがいのための施設を整備したわけでございます。結果的に今それがそのような要望が少なくなっているということと、非常にもう施設自体が老朽化しておいて、なかなかこれを改修してまで新たに使用しようということにならないということで、今回は廃止をいたします。

新たな別のその制度っていうのは、今農業の分野ではたくさんの制度はあります。そしてまた、このような施設園芸をやろうということであれば、それはそれでまた私たちは幾らでも補助事業探してきたいと思います。

今の御質問のように、やりたい人がおったときにどうなんかということですが、これは、町が主体となってやっている施設でございます。これまでも、合併前の旧町時代には例えばハウスを3分の2ほど補助する、助成するというふうな制度がありました。これらは要するに農家自体に助成をするという形で、町が事業主体となるわけではなかったわけです。

今のところそのように新しく農業に従事する、就農するというような方々が、このような施設園芸的なものに取り組みたいということがあれば、幾らでも私たちはその制度を探して来、そしてまたそういう制度もたくさん今出ておりますので、それらが町が主体なのかまた地元のそれぞれの農業者、農業就農者が主体になるのかということで、この条例を使って新しくそういう方々に提供するというのではなくて、その都度、そういう新しい新規就農者やまた今の農業者が新たに施設園芸を始めるといふことであれば、そういう支援はしていきたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第11号周防大島町高齢農業者生きがい農園施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第28・議案第12号

日程第 29 . 議案第 13 号

日程第 30 . 議案第 14 号

日程第 31 . 議案第 15 号

議長（荒川 政義君） 日程第 28、議案第 12 号町道路線の認定についてから、日程第 31、議案第 15 号町道路線の認定についてまでの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 12 号から議案第 15 号の周防大島町町道路線認定について、一括して補足説明をいたします。

本案の町道路線認定につきましては、4 路線の総延長 1,189 メートルを新たに町道路線に編入するものでございます。その内訳でございますが、議案第 12 号の上浜 11 号線延長 220 メートルと、議案第 13 号の上浜 12 号線延長 129 メートルは、小松開作地区の上浜線改良工事完成に伴いまして、本路線と接続されたことによるものでございます。

議案第 14 号の長尾線延長 158 メートルと、議案第 15 号の長天線の 682 メートルにつきましては、西安下庄地区で県道大島橋線と町道源明油良線を結ぶ重要な生活道路となっております。町道の認定をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第 12 号町道路線の認定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 今補足説明の中で、副町長が言われたのは、この間いわゆる工事をやってきましたね。それで、新たに町道認定したいという部分が報告されましたよね。それで、実際的に今出されちよる 12、13 号資料、路線が入っちょるところを見ると、いわゆる縦路線じゃないかと思うんですが。ちょっと解釈、わかりにくいんですね、答弁を求めておきたいと。

私たちが一般的にいうのは、新たにできた土地と、実際的に図面上見るとこういう格好でなっちょるんですね、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 質問のとおり、こちらの西側にある道路が今回完成したことによって、このたび町道認定という御説明いたしました。従来これが個人所有の私道となっておりました関係で、やっていなかったということですが、寄附後にこの道路と西側の上浜線と接続したのを機に、このたび路線認定を行いたいということで、議案に計上をしたものでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 実線ちゅう言い方をすると逆にわかりにくくなるかと思いますが、

田布施農高から柑橘選果場の間を、通常あそこに入る道が実線で書かれちよるわけです。通常町道認定で、そこを実線で書いていったら、魚屋さんの角から観光タクシーさんの裏までが、町道認定というこれ図面じゃないんですか。そうじゃないんですか。これちょっと、例えば逆に、今まで工事をやってきました、上浜線をね。それで、済みましたよね。そしてあそこを認定するんなら、この起点、これはちょっと地籍図がないんでわからんのですが、実際的にこの養魚場と住宅の間、背後地がですね。基本的には工事をやっていたところなんですよ。わかりますかね、言いよる意味が。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午後 2 時 24 分休憩

午後 2 時 27 分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐川建設課長。

建設課長（佐川 浩二君） 上浜線の中の今 2 路線、今回路線認定上げておりますけども、養魚場のほう、今の海老の養殖場のほうで、上浜線が今回開通しておりますして、今までは団地内道路ということで行き止まりというか、ぐるっと回転して上浜線とつながってありませんでした。今回、その上浜線が開通いたしましたので、それと接続したことにより今回の町道の路線認定をさせていただきます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） それでは、今説明を聞いておりますと、新たに道ができましたと。それで、通り抜けが可能になりましたと。そういう中で、早く言うたら、今まで工事してきた上浜線と接続しますよと。そして、もう 1 カ所のほうも接続しました、ということですよ。それで結局、横道も町道認定ちゅうことになるんですか。

ちょっとわかりにくいんじゃない。本当はね、赤ペンでびゅっと引いたらわかりやすいんですよ。ほいじゃが、矢印があったり、バツがあったりするからね、意味がちょっとわかりにくいんです。この地域を知らん人はもっとわからんんじゃないかと思います。あの……。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。広田議員、詳しくは後できちんと説明させます。

午後 2 時 29 分休憩

午後 2 時 30 分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号町道路線の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第14号町道路線の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第15号町道路線の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論・採決に入ります。議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第12号町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第13号町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第14号町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第15号町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32・議案第16号

議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第16号平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第16号平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事につきましては、平成24年8月21日に12社による指名競争入札の結果、周防大島町大字西安下庄の大島建設株式会社が5,625万9,056円で落札いたしました。その落札価格に消費税の額を加えた5,907万2,008円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、離岸堤延長70メートルの改修でございます。参考までに、工期は、契約の日の翌日から平成25年3月25日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 所管課が言われるように、基本的にはかなりの競争力が発揮された結果というのは見てわかります。

私がいつも言うのは、総合評価にすると、実は技術評価点110点が、仮に自分たちが最低制限に近い価格を設定してそれで入札に応じたら、108点や109点は、実は逆立ちしても、106点にしても一緒ですが、逆立ちしても落札できないという結果になるんじゃないでしょうかということが、ずっと弊害として、私は言いよるわけですよ。

実際的に、答弁を求めるのは、今回は別ですが、逆に109点やら、109.60、109.20が、ぎりぎりで行く、もしくは基準値以下でいかんと、落札できないという状況じゃないんですか。その点について、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 藤山契約監理課長。

契約監理課長（藤山 忠君） 御承知のように、総合評価方式は、技術評価点と入札書記載価格を用いて算出した評価値の最も高いものを落札者とする制度でございます。仮に、評価値が特定の業者が集中して落札するというようなことがあれば、検討する必要もあるかと思いますが、件数も少のうございますし。確かに議員さん仰せのように、判断基準額未満で失格になる事例というのはございますが、例え点数のよい業者でも、判断基準額未満であれば失格になるわけでございまして、その点では競争性は保たれているというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 御承知のように、今、県内においても各市町村においても、この方式が入ってきてよんだと、実施されよんだと言われても、もともとが、例えば大手ゼネコンから県内業者を守るという形の中で、この方式が出発したというのが、私は事実だろうと思うんですよ。

しかし、御承知のように周防大島町のような指名競争入札においては、例えば110点はだいたい想像がつきますよね、2社、3社。そりゃまあ、開いてみるとわからんと言われるかもわかりませんが。実質的に、110点が、評価値プラス入札額ぎりぎりで行ったら、よその110点以下の業者は、実質的には全然取れない。取ろうとすれば、判断基準額未満のため不落札という格好にならざるを得ん制度なんだと。

これを続けて行ったら、実は同じAランクであっても、ふるいにかけて淘汰されて、結局は潰れていかざるを得ん。確かに言われるように、このISO認証の取得とか、いろいろ項目があって、ISOにしても5社ぐらいが、一昨年からすると3社ぐらいふえたんじゃないかと思いますが、増えてはおるが、例えば他のところがあつたら、結局はなかなか取れないという制度なんですよ。

そこを、椎木町長が、いつまで、各県、大手ゼネコンからその地方の業者を守るという制度の中で出発した、それを導入していくこと自体がね、町内業者の、ある意味首を絞めるようなものにつながりやせんかというのが、私の考え方なんです。

そうになったら、大変な状況が起こりやせんですか、というのを再度問いよるわけです。

これは、町長が基本的には、流れを変えて行ったら、私はできる課題じゃというふうに思っておるんです。ぜひ町長の考え方、聞いちょきたいと。

議長（荒川 政義君） はい、椎木町長。

町長（椎木 巧君） この件につきましては、以前にも申し上げておりますが、従来の価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達に転換することを目指しまして、公共工事の品質確保の促進に関する法律、よく俗に言われている品確法と言われるものが、平成17年4月に施行されておるわけでございます。

この品確法の趣旨に基づきまして、本町の定める技術的な工夫の余地の少ない一般的な工事として、周防大島町建設工事総合評価競争入札実施要綱というものを定めておって、これによる試行を行っておるわけでございます。

今、御質問にありました、例えばその企業の技術的能力につきましても、要するにその企業の技術的能力を高めていただくというのは、これは私たちも、まさに企業の皆さん方をお願いをしているところでございます。

そうした中で、今、議員さんから御指摘のように、その企業の技術的能力がだんだん高まってきているというのも事実でございます。

そうした中で、今最後にその点数と金額のことがございましたが、これだったら、もうほかに余地がないではないかと言われますが、だんだんとその技術的能力が同レベルになってくれば、当然その中での、また競争ということになるわけでございまして、それがひいては品質の確保につながるということではないかと思っております。

私たちも、そのようなことを、全てこの入札に導入しようとしているわけではなくて、この総合評価方式の入札も試行的に行ってみながら、企業の業者の皆さん方がどのようなことを目指しておられるのかということを見ながら、年に数件の試行を行っているというのが現状でございます。

そういたしますと、これまでやった、試行的なものより相当状況は変わってきておるということでございますし、建設業協会のほうからも、この試行は続けていただきたいという要請もいただいております。特に、これを全部皆さんが同じような評点になるかどうかちゅうのは、私にもよくわかりませんが、いずれにいたしましても、品質を確保するためには、企業の努力ということも当然必要であると思っておりますので、ぜひとも企業の技術的能力、そして配置技術者の数とか、または、そのようないろいろな品質を確保するために、業者さんが努力をするということについて、それに評価を与えるというのは非常に重要なことではないかと思っているわけでございます。

それらを全てこれにすると、この総合評価方式にするというのではなくて、試行しながらその様子を見ているという状況でございますので、御理解をいただけたらと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第16号、平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、反対の立場から討論します。

私のほうは、同じような中で、何を基準におくかということをもまず訴えたいと思います。

いいのですが、実際的に、今の業者間で、同じように格差はある、というふうに見ております。当然、本気で今の力ある業者がそれなりに入札を起こしたら、同じAランクでも淘汰される制度なんです、ということが問題なんです。

本当に、この町内業者全体を見て、大島の建設業協会が望んでおるかっていうたら、建設業協会の中にも「これじゃあ、うちはたまたまにゃいけんよ」ちゅう業者が出てくることは間違いのないことなんですよ。

それで、実際的に私たちは、町の予算を執行して、それを業者さん方が入札して参加して仕事をする。じゃあ、こういう方式は、どこまでいっても特定の業者しか取れない。それは、110点満点しか基本的には取れない制度なんです。それをいつまでも続けたら、結果としては、同じようにAランクの業者であっても店じまいをしなければならない。そういうシステムなんです。

だから、私はこの方式について、町長自身が、試行的にまた金額的にも言いよりも、実際的には私は、大変な状況が起きるといふふうに考えております。

そういう中で、この総合評価方式、これは一刻も早く、町において、やめるように実際的には求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号平成24年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（荒川 政義君） ここで、午前中審議されました周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定における補足説明で、一部訂正がありますのでこれを認めます。

石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの質問に対する答弁について、追加させていただきます。

認定第10号、周防大島町公営企業局企業会計事業決算書の22ページをお開きください。

特にこの中で、職員の中で医師及び看護師について追加報告いたします。

東和病院ですが、医師が若干名不足しております。そして、3病院で最も不足していましたので、看護師10名を東和病院に採用しております。

そして橘病院は、1名の看護師を採用しております。

大島病院ですが、看護師6名を採用しましたが、4名は退職しましたので2名増となっております、平成23年度末で看護師9名、看護助手2名が不足していますので、療養病床が50床で稼働しております。

こういう状況ですので、先ほど、村岡課長が報告しましたように、赤字となっているというか、これが大きな原因となっております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 補足説明答弁の一部訂正を、御了解を願いたいというふうに思います。

・

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は9月18日火曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時49分散会